ISSN 1342-5749

農林金融

THE NORIN KINYU

Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2020 12 DECEMBER

法改正と漁協の新展開

●「水産政策の改革」後における漁協論の再構成に向けて

●漁協における買取販売の実態と意義・役割

農林中央金庫

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

今月の窓

改正漁業法の施行と日本の漁業・漁村の未来

2020年９月16日、首相在任期間が歴代最長の連続７年８か月に及んだ安倍晋三内閣が総辞職し、新たに菅義偉内閣が発足した。菅首相はアベノミクス政策の継承を標榜するとともに、道半ばであった成長戦略の実現に向け、規制改革の推進を新内閣の政策の中心に据えて、各国務大臣に対し具体的な指示を矢継ぎ早に発している。

農林水産大臣に対しては、国産農林水産物の輸出拡大と農林水産業の改革推進の二つを指示しており、菅首相が官房長官時代に官邸主導で策定した「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づく農林水産業の成長産業化を強力に推し進めていく方針を明示している。今後、農業、林業、水産業各々の分野において、安倍内閣時代に行われた法改正を具体化する様々な施策がスピード感を早めつつ実施されていくと予想される。

水産業・漁業においては、約70年ぶりに大改正された漁業法が本年12月１日から施行される。改正漁業法は、魚種ごとの資源評価に基づく漁獲可能量（TAC）と漁業者に対する個別漁獲割当て（IQ）を基本とする新たな資源管理システムの導入や、既存の漁業者の漁場利用を確保しながら協業化や地域内外からの新規参入も含め総合利用を図る養殖・沿岸漁業の海面利用制度見直しなどが眼目であり、日本の漁業と漁村のあり様に大きな影響を与えることが予測される。このため、18年12月８日の改正漁業法成立の際には、「現場の漁業者の十分な理解と納得が得られるよう更に丁寧な説明を継続して行うこと」など９項目に及ぶ附帯決議が国会で行われた。

以来、約２年にわたり水産庁は、漁業者等とも対話を重ねながら、改正漁業法の施行にかかる政省令の制定を行うとともに、「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」を作成して実施の準備を進めてきた。ロードマップでは、漁獲量の多い15魚種についてTAC管理を順次検討開始し、先行管理している８魚種と合わせて23年度までに遠洋漁業で漁獲される魚類や国際的な枠組みで管理される魚類等を除く漁獲量全体の８割をTAC管理に取り込むことを目指している。また、漁獲可能量設定に向けた資源評価については、従来の「生物学的許容漁獲量（ABC）」ではなく、資源量と漁獲圧力の算出に基づく欧米型の「最大持続生産量（MSY）」をベースに行う方針が示されている。

海水温上昇など自然環境の変化や近隣諸国の漁獲量増大によって日本近海の水産資源の減少は深刻な状況であり、資源管理の強化が重要な課題であることは間違いない。ただし、単一魚種を大型の漁船でとる漁業が主流の欧米と同じ管理手法を多種多様な魚種を小規模な漁家が様々な漁法で漁獲している日本の沿岸漁業に適用することへの現場の漁業者の不安は根強い。改正漁業法には、漁獲量の相当部分にIQが導入された漁船には船舶の規模の制限措置を定めないなど水産業の成長産業化に向けた大規模化への布石も見られるが、もし小規模な漁家の経営が成り立たなくなれば全国各地の漁村コミュニティの消滅につながりかねない。そうした事態を防ぐため、沿岸漁業に大きな影響を与える仕組みの導入に際しては、地域政策の見地も踏まえた慎重な検討が不可欠である。

いま改正漁業法の施行にあたり、行政当局には法成立時に附帯決議された「漁獲可能量及び漁獲割当割合の設定等に当たっては、漁業者及び漁業者団体の意見を十分かつ丁寧に聴き、現場の実態を十分に反映するものとすること」を改めて求めるとともに、産業政策に地域政策の視点も併せ持ったバランスのとれた水産政策の立案と遂行を強く期待したい。

（（株）農林中金総合研究所 代表取締役専務　柳田　茂・やなぎだ　しげる**）**

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

農林金融　第 73 巻　第 12 号〈通巻898号〉　目　次

今月のテーマ

法改正と漁協の新展開

今月の窓

改正漁業法の施行と日本の漁業・漁村の未来

（株）農林中金総合研究所 代表取締役専務　柳田　茂

法学的観点からの接近

「水産政策の改革」後における漁協論の再構成に向けて

亀岡鉱平 ―― 2

漁協における買取販売の実態と意義・役割

尾中謙治 ―― 19

外国事情

米国沖合の水産資源管理制度

田口さつき ―― 38

談話室

昨今の制度改革の話

北海学園大学 経済学部地域経済学科 教授　濱田武士 ―― 36

統計資料 ―― 52

＜第73巻総目次＞巻末添付

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は、筆者の個人見解である。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

「水産政策の改革」後における漁協論の再構成に向けて

――法学的観点からの接近――

主事研究員　亀岡鉱平

〔要　　旨〕

「水産政策の改革」と関連する法改正により、漁協を取り巻く制度環境は大きく変化した。また、改革は中間団体を媒介とした地域資源管理に特徴のあった第一次産業に関する財産権秩序を変動させるものであることから、憲法第29条に関する法的問題を内在していた。本稿では、これらの変化・課題に対応するよう、協同組合と村落共同体の二面性の併存という従来の漁協論を再構築する必要があるとの認識から、その準備作業として、近時の事業展開、組合活動、政策の三点につき漁協の動向把握を行った。

事業展開に関しては、①合併と経営合理化による事業利益の回復傾向と職員不足の同時進行、②買取販売の拡大による販売事業の質的変化、③地域漁業維持のための自営漁業の拡大、といった諸点を取り上げた。そして、それらの動向を、沿岸漁業が低迷するなかで、漁協が自ら負担を負うことで、従来型の漁協像を保守しようとするものであると性格づけた。組合活動に関しては、「排除と包摂」という観点から、積極的な新規就漁者の獲得活動、漁業権行使規則の自発的見直しといった事例を意味づけすることで、漁協を含む地域中間団体に対する「疑似公共性」批判への応答を試みた。政策に関しては、「浜の活力再生プラン」を素材に、地方創生施策を履行するには、漁協を活用することが不可欠かつ合理的であることを確認した。最後に、協同組合としての経営展開の側面と開かれた地域共同体としての側面のバランスを意識的に取りながら発展させていく方向での二面性論の現代的更新が必要であると論じた。

目　次

1　改革後の漁協論に求められるもの
(1)　「水産政策の改革」の漁協への影響
(2)　地域中間団体を媒介とした財産権秩序の変動
(3)　憲法問題としての漁業法改正
2　伝統的な漁協像・漁協論
(1)　漁協の二面性・二重性
――村落共同体と協同組合――
(2)　伝統的な漁協論の前提条件
3　近年の漁協経営と事業展開の動向
(1)　総論
(2)　各論①
――買取販売の定着――
(3)　各論②
――漁協自営漁業の地位向上――
(4)　考察
――二面性の護持に向かう漁協と内在する矛盾――
4　「包摂」を志向する漁協の組合活動
(1)　法学における中間団体論と中間団体の疑似公共性
(2)　新規就漁者と「包摂」
(3)　漁業権行使規則の自発的な見直し
5　近時における漁協の政策上の地位
――浜の活力再生プランを素材として――
(1)　浜プランの概要
(2)　浜プランに基づく活動内容
(3)　浜プランに現れた漁協イメージ
おわりに
――二面性論への再接近――

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

1　改革後の漁協論に求められるもの

(1)「水産政策の改革」の漁協への影響(注1)

現在、わが国の水産業は歴史的な転換点にある。この転換を象徴するのが、「水産政策の改革」の延長として2018年に行われた漁業法の改正であると言えるだろう。今回の改正はこれまでの改正とは根本的に異なり、漁業法と海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（TAC法）を一つにまとめるという法のかたちそのものを変化させる改正であった。当然ながら変化したのは法の構成だけではない。大きくは漁業権制度、水産資源管理の二点において内容面も大きく変化した。前者については区画漁業権と定置漁業権に関する免許の法定優先順位の廃止、後者についてはアウトプット・コントロールの導入が特に目立つ改正点である(注2)。

漁業権制度に関する見直しが内包する問題は、生産の場面にとどまらない。法改正前は、区画漁業権のうち特定区画漁業権については地元漁協が免許の優先順位１位とされ、実際の行使は個々の漁業者（漁協組合員）によるという関係が成立していた。つまり、特定区画漁業権を行使するには、漁協組合員であることが実質的には不可欠であるという制度内容になっていた。ところが、改正後においては法定優先順位がなくなり、区画漁業権は旧来の特定区画漁業権を引き継ぐ団体漁業権と、漁協を介さず漁業者に直接免許される個別漁業権という二種類の漁業権へと再編されることとなった。この両者間に優劣関係はないため、漁協の地位変化という意味で今回の改正は大きな意味を持っている。

以上のような漁業権制度の変化は、漁協認識・漁協観に対しても不可避的に影響を与えるものとなる。なぜなら、従来の漁協論（漁協擁護論）は、漁協の存在を前提とする漁業権制度論と、漁村社会の現実において観察される漁協の機能論という二つから構成されていたと考えられるが、今回の法改正により、前者が大きく変化し、漁協の存在を必ずしも前提とするものではなくなったからである。したがって、後者は引き続き維持しつつも、前者に対応する部分については更新ないし再構築の必要があると考えられる。

（注１）本項の一部は、亀岡（2020a）20頁と重複する。

（注２）20年７月８日の「漁業法等の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令」（政令第216号）により、改正漁業法の施行期日は20年12月１日となった。

(2)　地域中間団体を媒介とした財産権秩序の変動

また法学の立場からすると、漁業法改正は、地域中間団体を媒介とした地域資源管理に特徴のあった第一次産業に関するわが国の財産権秩序を変動させるものであったと捉えることができる。例えば、農地の場合は集落、ため池等による利水・治水は水利組合、入会林の場合は入会集団というように、わが国の第一次産業の物質的基礎をなす自然資源の所有・管理からは、地域中

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

間団体を介在させた関係を共通して抽出することができる。言うまでもなく、漁業権に対応するのは漁協であった。そして、それぞれ内容は異なるが、この地域中間団体を媒介とした地域資源管理は、「生ける法」(注3)を現実の規範としつつ、しばしば国家制定法によって承認さえされた（例：集落による農地の自主管理と利用権の関係）。この異なる規範間の関係は、国家法のみに基づく国家的公共性とは異なる仕方で、私的領域において成立する公共性の存在を示唆するものである(注4)。漁業法改正に対しては漁業研究者や漁業者から多くの懸念が寄せられたが、それは、法改正は「下から」の実践として蓄積され現実に妥当してきた社会規範を、国家により「上から」変化させるものであるがゆえに、漁場管理の現実と齟齬（そご）をきたすと考えられたからである。

（注３）人々の規範意識を基礎として、現実に社会を秩序づけている法のことであり、慣習法や条理といった国家制定法以外の法を法として観念するために、E. エールリッヒによって提唱された概念である。「法社会学における『法』は、制定法（憲法、法律、条約、条例等）、判例法等の実定法にとどまらず、これらに対応する現実の社会関係をも包含する概念である」と説明されるが、「生ける法」は後者に該当し、法社会学における法概念の固有性を特徴づけている（東郷（2007）255頁）。

（注４）第一次産業が生起する現象・課題につきその内在的論理に基づいて解明することを目的とする農学・水産学とは別に、法学の一分野である法社会学が、第一次産業に関する法を研究の対象とする理由の一つはこの点にある。楜澤（2016）参照。

（3） 憲法問題としての漁業法改正

さらに、漁業法改正を中心とする「水産政策の改革」は単に水産業界や漁協にとってのみ重要な問題であるとは言えない。日本国憲法のテキストの直接の改正（明文改憲）はいまだ行われていないが、個々の人権カテゴリーにひもづいた個別領域における重要立法の改正が相次いでおり、これらは従来の法律学の理解から逸脱しており、実質改憲の動きであるとして批判的に捉える見解が法律学において見られる(注5)。この見解を引き受けるなら、漁業法改正は、現実における地域中間団体の存在を前提としていた第一次産業の資源にかかる財産権秩序を改変し、安定性を損なうものとして、憲法第29条に規定された財産権を改変する事例であると捉えることができるようになる(注6)。このことは、漁業権にかかわる主体としての漁協のあり方を問うことは、漁業政策の地平において漁協の地位を問うという単なる政策論の次元にとどまるものではなく、漁協の憲法上の地位について問うことでもあると示唆している。

しかし、漁協と憲法上の財産権の関係について総合的に論じ尽くすことはにわかには難しい。その準備作業として、本稿ではまず近時の事業展開、組合活動、政策を素材に近年の漁協の情勢把握を行う。方法としては、個別漁協に即した調査研究活動が活発になった近年の当研究所の研究ストックを積極的に活用することとする。

（注５）民主主義科学者協会法律部会編（2020）収録の諸論稿参照。この特集では、家族、社会保障、教育、労働、農林水産業、刑事司法の各分野が取り上げられ、それぞれ、憲法第24条以下との対応関係が意識された。

（注６）この論点につき、憲法と水産復興特区の関

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

係を問う中島（2013）参照。また亀岡（2020c）参照。農地と集落の関係を素材とした亀岡（2020b）も併せて参照。

2　伝統的な漁協像・漁協論

（1）　漁協の二面性・二重性

──村落共同体と協同組合──

今日の漁協の活動内容やその特徴について言及する前に、これまでの漁協理解がどのようなものであったか振り返っておく。戦後の漁業改革によって制定された漁業法や水産業協同組合法（以下「水協法」という）が今回の水産政策の改革によって大きく改正された以上、改正前法下で形成された漁協理解も影響から逃れることはできないというのが本稿の認識であるため、従来型の漁協理解の特徴を確認しておくことは、手続き上必要な前提作業であると考えられるからである。

現在の漁協の特徴として、指摘されるのはその二面性・二重性である。ここで言う二面性・二重性とは、漁協は村落共同体として「漁業権管理団体」であると同時に、協同組合として「漁民の経済連合体」でもあるという性格把握のことである[(注7)]。本来、基礎集団と機能集団として編成原理の異なる両者であるが、先行して存在した前者に対して、漁村更生の観点から経済事業の主体となり得るよう後者としての性格が付与されたのだった。この二面性・二重性は相互に関係し合っており、「漁業権管理団体」としての側面が共同体的支配を手段として漁場の生産力を安定的に発揮させるよう作用し、「漁民の経済連合体」としての側面が非資本主義的な村落共同体を資本主義社会に適応させるよう支援する役割を担うと把握された[(注8)]。

現実の漁協の事業構造も、基本的にこの理解をなぞったものとなっているように思われる。漁協の事業利益のうち最大を占めるのは販売事業であり、「水産業協同組合統計表」によると、18年度において79.8％の漁協が従事し、全国の漁協全体の事業総利益の41.6％を占めている。販売事業の典型は、漁協が漁業者（組合員）が漁獲した水産物につき、自身が運営・管理する産地市場において販売委託を受け、手数料と引換えに産地仲買人に販売するという受託販売の形態である。この販売事業の比重が漁協経営上大きい以上、漁協管内の漁業生産が活発であり、水揚量が多いことが漁協経営にとっても不可欠なものとして要請される。この経済連合体としての要請は、漁業権管理団体としての側面に対して一層の生産力拡大を求めるものとなり、水産資源管理や漁場利用調整を漁協による営漁計画として、漁協の総合事業性を活用しつつより経営的な視点から捉える方向で展開させる契機となる。

（注7）漁協組織研究会編著（2015）345～346頁参照。
（注8）八木編著（1992）98頁（八木庸夫執筆部分）参照。

（2）　伝統的な漁協論の前提条件

この限りで、漁協が内在する二つの側面は幸福に結合する。しかし、漁業法が改正されたことで、漁協を中心として漁場利用を最適化する法的根拠が失われた。もっと

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

も、この法変動以前の問題として、二面性が成立するための漁業固有の条件の悪化も看過できないように思われる。

村落共同体と協同組合という本来異なる組織編成原理のものが単一の組織のなかで両立するためには、いくつかの条件の充足が必要だったと考えられる。例えば、組合員の等質性、地域住民（世帯）の多くが組合員であること、漁協管内となる領域の小範囲性といった点を即座に挙げることができる。こういった条件がそろっているほど漁業者＝地域に住まう者＝組合員という等式が成立しやすくなり、村落共同体と協同組合の間のずれが縮減されることになるからである。これらの諸条件は、伝統的な漁村地域であれば自然に充足していたと考えられるが、現在はいずれも成立の基礎が揺らいでいる。例えば、高齢化等による正組合員の准組合員への移行、漁業からのリタイア者増加の結果としての混住化、漁協合併と拠点単位としての旧漁協の消滅（支所としても維持されない場合）、といった事態が進行している。このような方向で漁村地域の情勢が変化するなら、二面間のずれが目立つようになり、漁協が地域における唯一の包括的団体とはなり難くなる。

3　近年の漁協経営と事業展開の動向

(1)　総論

現在の漁協の動静について、まず「水産業協同組合統計表」が示す基礎的な数値を確認することで、漁協経営の全般的動向を把握する。

18年度末時点で、全国に945の漁協（沿海地区漁業協同組合）が存在している（うち非出資は２）。近年そのペースは緩やかだが、合併により10年ほどの間に漁協数はおよそ150減少した。

全国の漁協を経営状況別で見ると、繰越利益のある漁協が全体の60%弱、繰越損失のある漁協が約20％となる（第１図）。他方で、漁協全体として見ると、繰越損失金額が繰越剰余金額を上回っている（第２図）。これは、一部の漁協において各種施設の運営維持費の負担や経済事業未収金の貸倒れ、信用事業譲渡に伴う固定化債権等が高額で発生していることによる。合併による経営合理化等により、漁協全体としての繰越損失は近年改善傾向にある。今後も合併の推進は不可避と考えられるが、一方で繰越損失が合併の障害となる構造は変わっていな

第１図　経営状況別組合数の推移

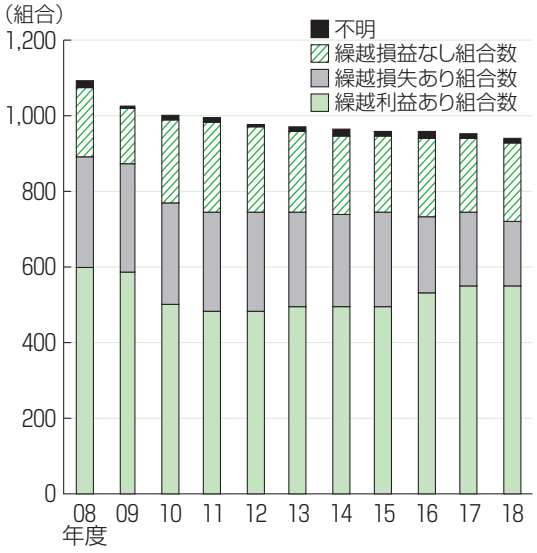

資料　水産庁「水産業協同組合統計表」

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第2図　次期繰越金合計額の推移（漁協全体）

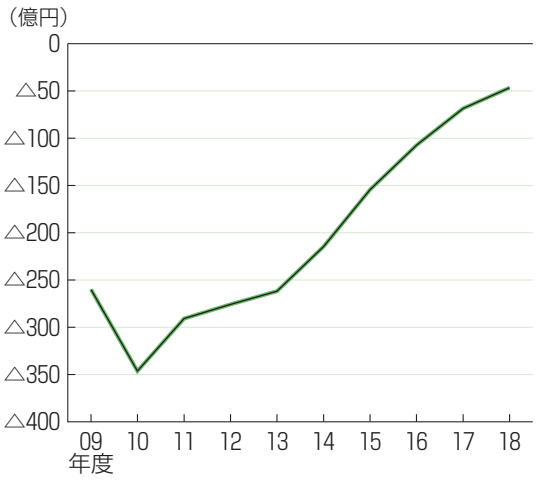

資料　第1図に同じ

第3図　事業総利益・事業管理費・事業利益（漁協全体）

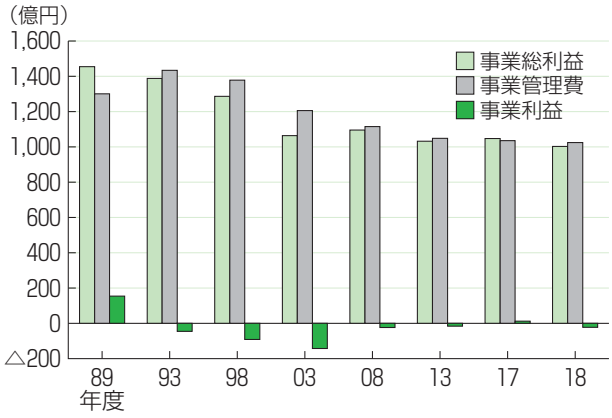

資料　第1図に同じ

第4図　正組合員数・准組合員数・漁協職員数の推移

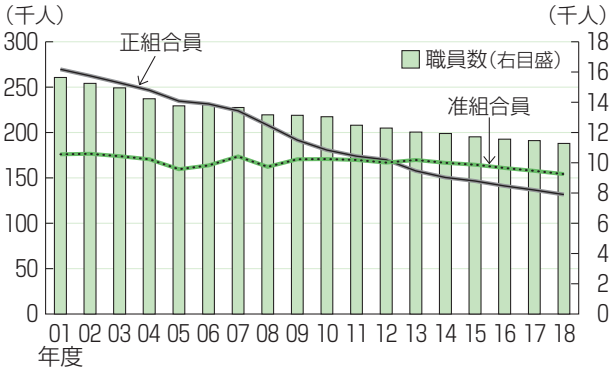

資料　第1図に同じ

い。

次に漁協全体における事業総利益、事業管理費、事業利益の関係を見ると、90年代前半以後事業利益が赤字となり、00年代前半頃まで拡大した後改善傾向をたどり、近年は黒字に転換していたが、直近では再び赤字となった（第３図）。事業利益赤字の要因は、事業規模の縮小に応じた事業管理費の削減が遅れたためである。合併をきっかけとした人件費削減等の経営合理化の結果、事業利益の赤字は解消に向かったが、漁協職員の減少・不足（第４図）、業務過多が一部で問題になりつつあり、将来的な職員のなり手不足も潜在している。組合員数も一貫して減少傾向にあり、正組合員数は20年弱で半分以下になっており、13年度以降は准組合員数を下回っている（第４図）。

(2)　各論①

――買取販売の定着――

以上のような漁協組織の全体としての縮小再編傾向のなか、漁協事業の展開としていくつかの注目すべき動きがある(注9)。

まず、買取販売の定着が挙げられる。買取販売とは、漁協が産地市場の売参権を取得し、産地仲買人と同じ立場で産地市場の水産物を購入し、所有物として再販売する形態である。ゆえに受託販売と異なり、漁協自身に相応の販売力が必要となる。

第１表によると、買取販売実施組合の割合は、00年度には16.0％だったのが05年度に20％を超え、その後は現在に至るまで27％前後でおおむね安定して推移している。20年弱で実施組合割合が10％程度増加してい

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第1表　買取販売事業の推移

（単位　%、億円）

	実施組合割合	取扱高	販売事業総取扱高に占める割合	取扱高（1組合平均）
00年度	16.0	319	2.6	1.4
01	16.7	388	3.1	1.7
02	17.5	392	3.4	1.8
03	18.0	438	3.9	2.0
04	19.3	444	3.9	2.0
05	20.9	424	3.8	1.9
06	23.0	566	4.7	2.5
07	22.5	572	5.0	2.7
08	33.1	671	6.6	2.6
09	29.2	527	5.1	2.2
10	26.1	467	4.5	2.2
11	26.6	465	4.8	2.3
12	27.5	479	4.7	2.3
13	27.7	532	5.1	2.5
14	27.1	469	4.3	2.3
15	26.1	470	4.1	2.3
16	26.4	537	4.8	2.7
17	26.9	533	4.8	2.6
18	26.8	451	4.4	2.3

資料　第1図に同じ

ることになる。買取販売取扱高も同様に03年度に400億円を超え、その後金額としての増減はあるが、販売事業総取扱高において５％弱程度を安定的に占め、今日に至っている。１組合平均の買取販売取扱高もやはり00年代中頃に２億円前後に増加し、現在まで2.5億円前後で推移している。

このような買取販売定着の背景については、産地仲買人の減少に伴う魚価低迷や水揚金額の減少によって漁協の主力事業である受託販売が低迷したことへの対応に迫られて、取り組む漁協が増加したためであると分析されている(注10)。また、利ざやを大きくするには販売力が求められることから、買取販売への着手は必ずしも漁協経営に貢献するとは言えないが、買取販売に取り組むことで、漁協が減少した産地仲買人を代替することになり、地域の既存の水産物流通を護持する機能を発揮していると評されている(注11)。

（注９）以下本項の記述にあたっては、工藤貴史「漁協買取販売事業の背景と現状―中間総括―」工藤ほか（2019）１～９頁に依拠した。
（注10）工藤ほか（2019）３頁参照。
（注11）工藤ほか（2019）８頁参照。

（3）　各論②

――漁協自営漁業の地位向上――

さらに、漁協自営漁業（漁業自営）の動向にも注目すべき部分がある。漁協自営漁業とは、漁協自らが漁業生産に従事する事業であり、例えば岩手県沿岸の各漁協が営む定置網漁業が著名である。主要事業別に漁協全体の事業利益を見ると、漁協自営漁業は00年代中頃から販売事業に次いで２番目に位置しており（第５図）、実施組合数は限られる(注12)が、経営を支える重要な地位にある事業であることがわかる。また漁協自営漁業は、各種事業のなかで06年度以降黒字組合数の割合が最も高い事業となっており、水産庁「水産業協同組合統計表」によると、18年度は64.1％だった。当研究所が16年に実施した全漁協に対するアンケート調査に

第5図　主要事業の事業利益の動向（漁協全体）

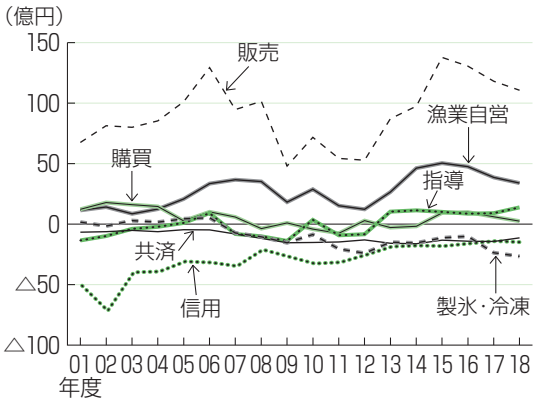

資料　第1図に同じ

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

よると、漁協自営漁業は、操業開始は30年以上前と古い場合が多く（操業組合のうち57.7％）、また以前実施していたが現在は実施していない場合も少なくないが、他方で操業10年未満の漁協も13.5％ほど存在しており、現時点での漁協の事業展開として関心を引くものとなっている。(注13)

漁協自営漁業は、当初は生産段階の協同化を志向するものとして着手されたが、その目的は次第に漁協自身の財源確保や漁場利用の総合化にシフトしつつ、現在では地元での就業機会の提供、新規就漁者の受け皿、直売所や加工事業で利用する原料調達、観光資源としての活用等が加わり、目的は多様化している。(注14) 先ほどのアンケートによると、「組合員の流出防止」や「漁業生産（量）の維持」といった目的が、「組合経営の財源確保」（83.1％）に次ぐ目的として、それぞれ37.3％、35.6％という回答率を得ており（複数回答）、漁協自営漁業による地域漁業防衛機能への期待の高まりをうかがうことができる。例えば、東日本大震災後、岩手県の船越湾漁協と新おおつち漁協ではワカメ養殖を自営漁業として開始しており、ダメージを受けた地域漁業生産を下支えしようとする漁協の意図が感じられる。

(注12) 水産庁「水産業協同組合統計表」によると、18年度は184漁協が実施している。

(注13) 以上のアンケート調査の結果は、加瀬・尾中（2017）56～66頁参照。操業から間もない漁業種類としては、貝類・藻類養殖が目立つ（同59頁）。

(注14) 尾中（2019）37～38頁参照。

(4) 考察
――二面性の護持に向かう漁協と内在する矛盾――

以上のような漁協の経営・事業動向からはどのようなことを読み取ることができるだろうか。まず経営状況別組合数の推移、経営概況、職員数・組合員数の推移からは、漁協系統全体として合理化を進めざるを得ない状況があり、その手段として事業管理費、その多くを占める人件費の抑制が選択されていることがわかる。このように職員１人当たりにかかる負担が増大しやすい状況が広がるなかで、漁協が受ける負荷は増しつつあるように思われる。

そして、その前線にあるのが、買取販売と漁協自営漁業それぞれの事業展開であると考えられる。いずれも漁協経営の存続や組合員の所得確保の直接的手段となる魚価の向上を目的とするものであり、それだけ必要性が高いものだが、伝統的な漁協のビジネスモデルからは逸脱する面がある。

買取販売については、「伝家の宝刀はむやみに抜くべきではありません」(注15)と言われるように、従来の受託販売の形態のままで経営上問題ないのであれば、在庫リスクや販路開拓の負担を伴ってまであえて選択する必要はないはずの販売形態である。既述の買取販売の拡大の背景が示すように、組合員や組合自身のために買取販売に取り組まざるを得ない漁協の苦境が透けて見える。

漁協自営については、新規着手している漁協があることは注目点ではあるが、代表的な漁業種類である定置網漁業を中心に着

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

手自体は古く、実施漁協にとっては伝統的な事業である。しかし、事業利益を見ると、漁協が行う事業のなかでは稼ぐ事業としてその地位は相対的に向上しつつある。また、目的が多様化するなか、単なる漁業生産活動を超えて、直売所等の漁協や組合員が主体となる活動の起点となっており、漁協が行う事業のなかでの地位の質的向上を読み取ることができる。そして、漁業生産量の維持や就業先確保が目的として挙げられていることからは、漁協自営漁業には組合員による生産活動を補完する役割が理念的には期待されているにもかかわらず、生産そのものの中心も漁協自身が担わざるを得なくなりつつあるという苦しさが見えてくる。農協直営型農業経営では、旧耕作放棄地を用いて、かつ生産者と競合しない品目が意識的に選択されているケースが多く、地域農業の補完物としての役割が選択されている模様だが(注16)、漁協自営漁業への期待はより重いものになりつつあるように思われる。

これらを念頭に置いたとき、漁協は革新と現状維持どちらに向かっていると言えるだろうか。漁協は自らが経営体として持続できなければ組合員が被ることになるであろう悪影響を強く懸念している。それは、組合員個々の漁家経営維持に支障をきたすものであり、ひいては生活空間としての村落共同体を損なうものとなりかねない。組合経営のため、組合員の所得維持のためと説明される諸活動は、相互に連関した漁協の二面性を、双方結びついたままのものとして維持存続させようとする現実的な営為であるように思われる。漁協の二面性は、それを支える前提条件の変化に直面しているがゆえに変化を迫られているが、漁協は自身が独自に行い得る適応、すなわち事業を変質させることで、変化に伴う負荷を受け止め、二面性という伝統的性格を維持しようとしているのではないだろうか。買取販売も漁協自営漁業の深まりも一見したところ経済事業体への純化の過程のように思われるが、前述のとおり、前者は産地仲買人の減少に対応した消極的対応としての側面が強く、後者も地域漁業防衛策としての性格が明確であることから、いずれについても事業としての合理性のみが自己目的的に追求されているわけではないことは明らかであろう。

しかし、地域漁業の地盤沈下が進行するなか、産地仲買人の減少、漁業生産量の減少といった特に綻びの目立つ部分を漁協自身が穴埋めするという経営対応のなかには、矛盾が内在している。

まず指摘できるのは、これらの事業展開は基本的に漁業の縮小再生産そのものに対応するものとはなり得ていないということである。漁業生産基盤そのものが拡大しない限り、これらの事業への対応は個別漁協の対応力の実力差として表出する。つまり、対応力のある漁協は事業を変化させることで漁村社会と漁協自身の生き残りを図ることができるが、それができない漁協は地域の衰退を招来し、漁協自身の存続も危うくなるということである。これは漁業生産の縮小のなかでの漁協同士によるパイの奪い

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

合いでもあり、漁協自身の経営能力という自己責任[注17]に基づくスクリーニング（ふるい分け）とも言える。買取販売に関しては、18年末に漁業法と同時に改正された水協法は、漁協の販売力強化に向けた販売事業担当理事の登用を謳っており（第34条第11項）、法がこの方向を促進している面がある。

また、先ほど買取販売や漁協自営漁業の拡大・変質の性格について、漁協の二面性を保持するためのものであると特徴づけた。しかし、この性格のなかにやはり困難が内在している。いずれの例においても漁協事業の自立性を追求する方向が示されているが、収益性や生産性といった点が一層強く求められるなら、保持しようとしたはずの二面性のバランスを自ら掘り崩すことになりかねない。例えば、漁協自営漁業であれば、組合員との漁場利用の競合が考えられる。逆の場合も考えられる。買取販売につき、組合員の所得維持のための魚価向上という組合員からの要求が強まることで、漁協は経営上の負担を受けながらも買取りを継続するかもしれない[注18]。いずれのパターンにせよ、経済事業体としての要求と組合員集団としての要求のバランスが損なわれることで、二面性のバランスが損なわれる可能性があると考えられる。

(注15) 山本（2012）82頁
(注16) 李（2014）参照。
(注17) 結果が予測不能であってもその回避を自己責任であるとする理解は、故意・過失を責任要件とする近代法の原則に反する。中島（2008）13頁参照。
(注18) 大分県漁協佐賀関支店が行う買取販売の例が該当する。工藤貴史「大分県漁協における販売事業の取り組み」工藤ほか（2019）61頁参照。

4 「包摂」を志向する漁協の組合活動

(1) 法学における中間団体論と中間団体の疑似公共性

続いて、漁協批判に通じる法学における中間団体論を素材としながら、漁協による組合活動の現状に接近したい。

漁協という存在を巡る議論は、純粋な水産業のなかの議論としてだけではなく、地域中間団体を巡る議論の派生物として捉えることも可能である。中間団体を巡る議論は、「結社の自由」か「結社からの自由」かという個人・中間団体・国家の三者関係における人権の実定法上の構成の問題として[注19]、憲法学を中心に法律学において知見が蓄積されてきたテーマでもある。そして、「日本社会で個人権が十分尊重されないのは、国家権力が強すぎるからというより、むしろ、中間的共同体の非公式的統制力が強すぎるからであり、国家がかかる共同体的統制を抑制するだけの強い権力をもたない（ないし行使しない）からである[注20]」という言説が典型的に示すように、地域中間団体への懐疑は根深い。例えば農村集落の自治機能を評価する議論が異分野において現れたとしても[注21]、結局は「少なくとも共同体に何か積極的な意味を読みとるよりも、その胡散臭さを警戒しつつ、個人の自由の問題により多く意を用いることが、この国では第一義的課題であるべきだ、という判断が法律学では有力に存在して[注22]」いるという情勢になお

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

あると言わざるを得ない。

このように、法学の文脈においては総論として地域中間団体に対して否定的な見解が支配的であると言わざるを得ないなかで、地域中間団体を擁護する側―それはしばしばその集団に属する者自身である―は、「(地域的) 公共性」という概念を引き合いに出してきた点が注目される。地域的公共性は、明確な定義は困難な概念であるが、例えば、国家的公共性との対照性を念頭に、地域社会というより生活に近い次元において、共同性を基礎に実践によって形成される人々にとっての共通事項・意思として理解される(注23)。

しかし、法哲学者である井上達夫は、「公共性」という言葉の下で蓄積される営みに対して、「疑似公共性」という言葉を用いて批判の視座を提供してきた。疑似公共性とは、「『私個人の利益』ではなく『我々みんなの利益』に献身する『公民的徳性』を発揮していると自己を理解することによって、その『我々』がいかに特殊な集団で、いかに多くの『彼ら』を実際には排除しているとしても、自己の献身が公共性をもつことを疑わず、逆にかかる集合利益に対する批判者を、利己的動機をもつものとして断罪する(注24)」社会空間の状況のことである。つまり、漁協のような地域にとって有用な役割を担う組織であっても、他者を「排除」する性質から無条件に逃れることはできず、さらにその構成員自身をも社会的に断片化し、「排除」していると喝破しているのである。

現在の漁協は、この難詰、つまり漁業者という法カテゴリーが私的利益を地域社会に引き伸ばしている姿への非共感に応答できるであろうか。漁業者＝地域に住まう者＝組合員の等式は崩壊しつつあり、職能プラス地縁として多層的に構築された共同性をそのまま引き伸ばせば公共性につながる状況に当然にあるとは言えない。しかし、情勢の変化に対して漁協も適応を果たしており、そこからは、開放性を基礎として「排除」に抗する「包摂」の実践が読み取れるように思われる。「排除」と「包摂」は、貧困や差別といった問題を念頭に、主に社会システム論と社会政策論において磨かれてきた概念であるが、広く組合内外における社会諸関係の分断＝「排除」を抑止し、人々の有機的関係を構築・維持＝「包摂」する主体として、地域中間団体に期待を向けることは、現在の文脈において妥当なものであろう。

(注19) 樋口（1992）148頁参照。
(注20) 井上（1995）307頁
(注21) 斎藤（1989）等
(注22) 楜澤（1998）183頁
(注23) 田中（2010）
(注24) 井上（2006）13頁

(2) 新規就漁者と「包摂」

ところで、わが国の沿岸漁業の喫緊の課題の一つは、担い手対策である。そこで新規就漁者の確保に向けた取組みが各地で進められている。当研究所による新規就漁者の定着プロセスに関する研究成果は、新規就漁者を漁家子弟と非漁家子弟に大別したうえで、いずれにとっても組織的要因として漁協の役割が重要であることを指摘して

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

いる(注25)。要請される漁協の役割は多岐にわたるが、漁業就業フェアのような就業の前提となる機会の提供だけでなく、①定着を阻む理由として挙げられる漁業収入の低位・不安定を解消するための環境づくり（販路開拓、新規漁業の開発等）、②新規就漁者の意向をくみ取る漁協運営に向けた支援、といった点で漁協には固有の役割が期待される。さらに漁協が結節点となり、地元加工業者、飲食店、大学といった先との連携・協力関係が充実することで、所得向上に有効な６次産業化等が進展しやすくなることも示唆されている。新規就漁者確保に向けた取組みからは、部外者を組合員として「包摂」していく漁協の機能を見いだすことができ、さらにその成果を高める手段としての他組織との連携に、他組織を漁業サイドに取り込む「包摂」の可能性を見いだすこともまた可能である。

（注25）本項につき、尾中謙治「調査結果の概要」尾中・馬場（2016）１～９頁参照。

（3） 漁業権行使規則の自発的な見直し

危機への対応として、漁協による集落の「開放」も生じている(注26)。東日本大震災の被災地である岩手県宮古市の宮古漁協では、組合員の提案に基づき、16年度から宮古湾内の漁場の一部につき、ワカメ、カキ、ホタテガイ等の養殖に関する特定区画漁業権と、アサリ、ホッキガイ、マテガイの採捕に関する共同漁業権の漁業権行使規則を変更した。従来は、同一漁協内部でも集落ごとに漁業権を行使できる漁場は限定されていたが、この変更によって、対象となる漁業権については宮古漁協管内に住所を有する正組合員は誰でも漁業権を行使できることとなった。変更の目的は、同一漁協内部での漁場利用調整の容易化と低利用漁場の発生抑止であった。

行使規則の変更は、漁業権行使の現実の単位となっている複数の村落共同体を漁協という単位に部分的に再編するものであったと捉えることができる。つまり、漁協が漁業権制度を基礎に複数集落にまたがる組織として存在していたことが村落共同体の解放を引き出すうえでの前提となっていた。この事例は、集落の課題解決を阻む排除性・閉鎖性に対して協同組合が働きかけることで、集落を外部に開放し、集落外の担い手を「包摂」する状況を構築し得ることを示している。

（注26）本項につき、亀岡（2017b）104～106頁参照。

5　近時における漁協の政策上の地位
―浜の活力再生プランを素材として―

（1） 浜プランの概要

最後に、近時の政策における地位という観点から、漁協の姿に接近してみたい。漁協との関連性のある政策には様々なものがあるが、漁協が前面に出ているものとして、浜の活力再生プラン（以下「浜プラン」という）が挙げられる。浜プランは、開始当初、第一次産業の成長産業化を標榜する「農林水産業・地域の活力創造プラン」（13年）の中で「水産日本の復活」のための施策とし

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

て位置づけられ、現在も同プラン改訂版（19年）の中で具体的に言及されている。また、浜プランの策定は各種補助事業採択の条件となっており、さらに政策目標として漁業経営体の所得の10%向上が掲げられている。浜プランの策定・実施主体となるのは「地域水産業再生委員会」であるが、その構成員として「当該地域で水産業の中核をなす水産業協同組合又は漁業者団体」は必須であるとされている[注27]。施策としての浜プランは、漁協が中心となって取り組むものとデザインされているということである。また、13年より期間５年間として順次策定され、現在は２期目に移行しているプランも多く、政策としての継続と定着が認められる。20年９月30日時点で616のプランが進行中である。一つのプランに関与する漁協数は一つであったり複数であったりとそれぞれ異なるが、全国の漁協のうち相当数の漁協が浜プランを策定しており、したがって、わが国沿岸の相当部分がプランによってカヴァーされている。

（注27）「浜の活力再生プランの策定及び関連施策の連携について」（平成26年２月６日付け25水港第2656号農林水産事務次官依命通知）第３

（2） 浜プランに基づく活動内容

浜プランに基づいて、漁協はどのような活動を行っているか。17年度からの３年間に優良事例として表彰を受けた計24事例の内容をまとめたのが第２表である。表では、取組内容について、プランが働きかけようとしている対象に即して「販路の拡大・強化」「生産・流通の変化」「消費拡大等のソフトな取組み」の三つに分類した。さらに、取組みの主体については「漁協独自（単独）の取組み」と「他組織との連携」を前提とした取組みの二つに分類した。

漁協による浜プランの取組みからどのようなことが読み取れるか。まずは地域漁業の課題に対して漁協が起点となって行い得る活動内容・領域の広さに気がつく。活動内容は生産、流通から消費に至るまでバリューチェーン全体にわたっており、活動主体として漁協が有する潜在能力は大きいと言える。また、浜プランの多くが１漁協あるいは基礎自治体単位と狭い領域で策定されている場合が多いのは、多様かつ個別性の強い地域課題への対応として自然な帰結であったと考えられる。また、漁協が主体となることで、行政や漁協以外の組織・団体との連携が広がるケースが多いことも指摘できる[注28]。このように、漁協が地域社会に対して現に果たし、潜在的に果たし得る役割は大きいものがある。

（注28）この点は、亀岡（2017a）８頁において既に指摘したことがある。

（3） 浜プランに現れた漁協イメージ

漁業生産量の減少、担い手の問題といったわが国沿岸漁業の課題の深刻化を想起したとき、沿岸域に漏れなく配置されている漁協を抜きに対応することは可能であろうか、あるいは合理的であろうか。漁場における操業の実態を行政関係者が認識・判断することは困難であることから、施策実施に際して行政は漁協に強く依存せざるを得ないという水産行政の特徴が指摘されるこ

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第2表　優良事例に見る浜プランに基づく取組みの諸類型

主体	内容		
	販路の拡大･強化 （供給側に向けられた取組み）	生産･流通の変化	消費拡大等のソフトな取組み （需要側に向けられた取組み）
漁協独自の取組み	･加工品の統一ブランド化（上越漁協） ･マツカワカレイの販売PR（苫小牧漁協） ･買取販売の強化（明石浦漁協） ･6次化･販売促進（但馬漁協、浜坂漁協） ･直売所を活用したノリの販売PR（佐賀県有明海漁協）	･漁業者OBへの漁具作成委託、サバ畜養体制の整備（高知県漁協清水統括支所） ･イカナゴ･シラスの取引方法の相対から入札への変更（大阪府鰮巾着網漁協） ･定置網漁業の担い手対策としての体験住み込み事業（尾鷲漁協早田支所） ･集団的なノリ品質向上の取組み（河内漁協） ･協業化、コスト削減（屋久島漁協） ･ワカメ養殖管理のための情報配信システムの構築（重茂漁協） ･定置網漁業の新規就漁者対策と働き方改革（串間市東漁協） ･新規就漁者確保のためのボトムアップ型でのプラン運営（山口県漁協豊浦統括支店）	･「マルシェ」の開催による幅広い層への訴求（小川漁協） ･買い物難民対応、移動販売車（三重外湾漁協神前浦事業所錦） ･女性部による漁村カフェ運営（鳥取県漁協、田後漁協）
他組織との連携	･観光業との連携による6次化商品PR（田子の浦漁協） ･複数漁協の連携によるハモのPR（土庄中央漁協他計6漁協） ･複数漁協の連携による広域ブランド化（新勝浦市漁協他計4漁協） ･異業種連携による養殖トラフグPR（九十九島漁協）	･異業種連携による観賞魚･食用魚販売（国頭漁協） ･農協との連携によるカキ殻リサイクル等（糸島漁協） ･未利用資源の活用と水福連携による雇用創出（鳥取県漁協他計3漁協）	･飲食店との連携によるご当地グルメの開発、観光促進（小泊漁協、下前漁協）

資料　全国漁業協同組合連合会浜再生推進部「浜の活力再生プラン優良事例表彰受賞事例集」17～19年度を基に筆者作成
（注）　尾鷲漁協は、現在は三重外湾漁協尾鷲事業所となっている。

とがある(注29)が、浜プランに関してもその特徴がよく表れている。地域の危機が深まるほどに漁協に期待される役割が一層大きくなるとするなら、行政にとって沿岸漁業の課題は漁協に一元的に集約していることが効率的であると考えられる。現実に即した実践としては、ともかくも漁協を活用することは不可欠かつ合理的である。そのように考えるなら、漁場利用の調整体としての漁協の地位を失わせた漁業法改正は、水産政策の実践と内部矛盾する関係にあるとも言える。

しかし、この矛盾は浜プランのうちにも伏在している。かつて筆者は、浜プランとは「人口減少や少子高齢化等による地方の活力低下への対応策として提起された地方創生施策の漁業版である(注30)」と総括したが、地方創生というより高い目線から俯瞰（ふかん）すると、政策のなかに漁協の淘汰を進展させる論理が内在していることに気がつく。地方創生の思想基盤について、例えば社会学者の矢部拓也は、「自治体消滅という財政問題に端を発しながら、根本的な財政問題は扱わず、全国の先進事例を導入し努力すれば上手くゆくという幻想をもたらすネオリベラリズム的要素をもって」おり、「行政主導でありながらも大きな政府ではなく、逆の『選択と集中』で、失敗は地域の責任（個々

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

の能力）に押しつけることにより『小さな政府』になることで、結果的に、財政負担を少なくする政策（チャンスは与えた、補助金もつけた、できないのは地域の努力不足）のように見える」との理解を示している。(注31) 仮にこの批判的解釈を採用するならば、補助金の採択条件として運用され、所得向上に向けた自助努力を促すものとして位置づけられている浜プランにも、ここで示されている批判がほぼ妥当することになり、漁協内部でのふるい分けが「自己責任」の下で先鋭化する懸念がある。そして、矢部がまちづくりについて説くように、漁協においても、「国家による選択と集中」から共存を前提とした自主的な適応としての「自己による選択と集中」(注32)への転換が必要となるかもしれない。試論的な指摘にとどまるが、具体的な浜プランの方向性に落とし込むなら、例えば地元向けのソフトな活動を多角的に展開し、最も手堅い足元の販路を拡大することで地域との共存を図ることが肝要であるとは言えないだろうか。

(注29) 加瀬（2016）11頁参照。
(注30) 亀岡（2018b）35頁
(注31) 矢部（2016）35頁
(注32) 矢部（2016）37頁

おわりに
―二面性論への再接近―

制度上も実態上も伝統的な沿岸漁業の姿から変化した現在において漁協論を再構築するには、漁協の二面性論の現代的更新が不可欠であると考えられる。ここまでの記述を振り返りながら、改めて考えてみたい。

まず、近年の漁協経営と事業展開からは、事業を変質させることで変化に伴う負荷を受け止め、二面性として特徴づけられる伝統的な漁協像を維持しようとする漁協の姿とそこに内在する矛盾を確認することができた。次に、組合活動の具体的な様子からは、疑似公共性との批判は必ずしも当たらない「包摂」の実践を観察することができた。そして近年の漁協の政策上の扱いからは、地域的課題に接近するうえでの漁協存在の現実的合理性・不可欠性が再確認できた。

以上の観察から、漁協の存在をあくまで前提としつつも、協同組合としての経営展開の側面と開かれた共同体としての側面双方のバランスを意識的に取りながら発展させていくことが現代の漁協には要請されている、とは言えないだろうか。例えば、買取販売や漁協自営漁業については、リスクと機会損失の二律背反の下、リスクを最小限に抑えつつ取り組むことが求められており、同時に、組合活動には引き続き開放性と包摂を旨として流動性を獲得することが求められている。今後はそのような実践を蓄積させた結果として、漁協が地域における公共的価値を社会的合意の下、獲得できるかどうか試されることになると考えられる。また、このように考えてくると、これからの漁協および組合員による実践は、二面性を再構成したものとして、つまり、いずれも漁業者による自然資源に依拠した生産活動を基礎とするものである漁協の経済

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

事業と、生活空間としての地域社会の双方を再度結びつけるものとして展望されることになる。この方向性は、これらの分離を伴う交換価値に依拠した成長可能性から、使用価値に依拠した持続可能性への転換と読み替えることが可能であろう。

最後に、漁協研究の意義について付言したい。現在、法学においては、これまでの産業社会を支えてきた近代法の基本的概念（例：近代的所有権とその抽象性）を持続可能性の視点から再吟味する動きが見られる。(注33) この理論的な営みに対して、現在の漁協の動向は、持続可能な財産権の主体のあり方について、豊富な含意を提供しているように思われる。この関心から見た場合の漁協の特異性は、二面性という特徴を有する地域中間団体として、漁業権という財産権の発生・行使・実現に関与していることである。(注34) このように、法学研究、特に法社会学にとって、漁協研究が示唆するものは大きい。他方で、漁協研究にとっても、法学研究との接合を図ることで、例えば、従来自覚的には意識されてこなかったであろう「漁協と財産権」という視点を獲得することができる。このように漁協理解を再構築するに際して憲法的価値との接合を図ることは、新しいアプローチとして有益な果実をもたらす可能性があるはずである。それは、漁協の存在意義を単に事実や機能としての合理性から説くだけではなく、規範的価値を内在したものとして論じる契機となるからである。以上のように、漁協研究と法学研究の協働から双方にとって新しい視点が生まれることが望まれる。

(注33) 日本法社会学会編（2015）収録の諸論稿参照。

(注34) この視点から、漁業権の運用について事例研究を行ったことがある。亀岡（2018a）参照。

＜参考文献＞

- 井上達夫（1995）「個人権と共同性──『悩める経済大国』の倫理的再編──」加藤寛孝編『自由経済と倫理』成文堂、271～329頁
- 井上達夫（2006）「公共性とは何か」井上達夫編『公共性の法哲学』ナカニシヤ出版、３～27頁
- 李侖美（2014）「JA直営型農業経営の特徴と課題」『農業経営研究』52巻１・２号、107～112頁
- 尾中謙治（2019）「漁協における漁業自営の目的・意義と実態」『農林金融』10月号、24～39頁
- 尾中謙治・馬場治（2016）『漁業後継者の就業実態調査』総研レポート28基礎研No. 1 https://www.nochuri.co.jp/skrepo/pdf/sr20160502.pdf
- 加瀬和俊（2016）「保護された漁協から自律する漁協へ──戦後70年の協同組合運動の課題──」『月刊漁業と漁協』54巻１号、８～13頁
- 加瀬和俊・尾中謙治（2017）『漁協自営漁業の実態に関する調査』総研レポート28基礎研No. 3 https://www.nochuri.co.jp/skrepo/pdf/sr20170403.pdf
- 加瀬和俊ほか（2018）『漁協自営漁業の実態と可能性に関する調査』総研レポート29農金No. 1 https://www.nochuri.co.jp/skrepo/pdf/sr20180410.pdf
- 亀岡鉱平（2017a）「浜の活力再生プランの取組状況と地域漁業振興の課題」『農林金融』５月号、２～19頁 https://www.nochuri.co.jp/report/pdf/n1705re1.pdf
- 亀岡鉱平（2017b）「権利としての漁業権を支える二重の共同（協同）性──震災後の岩手県沿岸漁協における養殖漁場管理から──」『農業法研究』52号、94～108頁
- 亀岡鉱平（2018a）「漁業権の運用における漁協の役割──２つの事例から──」『農林金融』４月号、21～38頁 https://www.nochuri.co.jp/report/pdf/n1804re2.pdf
- 亀岡鉱平（2018b）「浜の活力再生広域プランの取組状況と地域間連携の実質」『農林金融』８月号、34～51頁 https://www.nochuri.co.jp/report/pdf/

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

n1808re3.pdf
・亀岡鉱平（2018c）「漁場を巡る過少利用問題の諸相と漁業協同組合」『土地総合研究』26巻４号、91～102頁
・亀岡鉱平（2020a）「我が国の漁協の特徴と直面する課題──2018年漁業法改正を踏まえて──」高岡法科大学『令和元年度 富山県寄附講義報告集』19～29頁
・亀岡鉱平（2020b）「社会学的農地所有論と法学的財産権論の架橋──集落に注目して──」『農中総研調査と情報』web誌、７月号、22～23頁
https://www.nochuri.co.jp/report/pdf/nri2007re11.pdf
・亀岡鉱平（2020c）「国家改造と農林水産業──区画漁業権を巡る法改正を中心として──」『法の科学』51号、61～70頁
・漁協組織研究会編著（2015）『水協法・漁業法の解説21訂版』漁協経営センター出版部
・工藤貴史ほか（2019）『漁協における買取販売に関する実態調査』総研レポート30農金No. 9
https://www.nochuri.co.jp/skrepo/pdf/sr20190322-1.pdf
・椚澤能生（1998）「共同体・自然・所有と法社会学」日本法社会学会編『法社会学の新地平』有斐閣、182～193頁
・椚澤能生（2016）『農地を守るとはどういうことか──家族農業と農地制度 その過去・現在・未来──』農山漁村文化協会
・斎藤仁（1989）『農業問題の展開と自治村落』日本経済評論社
・田中重好（2010）『地域から生まれる公共性──公共性と共同性の交点──』ミネルヴァ書房
・東郷佳朗（2007）「国家の法と社会の法──法社会学における『法』の概念──」『神奈川法学』39巻２・３号、254～279頁
・中島徹（2008）「財産権の自然性と実定性」『ジュリスト』1356号、12～20頁
・中島徹（2013）「既得権と構造改革──『危機』は財産権の制限を正当化するか──」奥平康弘・樋口陽一編『危機の憲法学』弘文堂、381～413頁
・日本法社会学会編（2015）「全体シンポジウム『持続可能な社会への転換期における法と法学』」『法社会学』81号、１～63頁
・樋口陽一（1992）『憲法』創文社
・廣吉勝治（1996）「漁協の特質を生かした事業・組織改革の方向──大きな転換のときに──」農林中金総合研究所編『新原則時代の協同組合──持続的改革に向けて──』（白石正彦監修）家の光協会、236～251頁
・民主主義科学者協会法律部会編（2020）「シンポジウム＝国家改造の諸相と社会の変容」『法の科学』51号、８～79頁
・八木庸夫編著（1992）『漁民──その社会と経済──』北斗書房
・矢部拓也（2016）「『地方消滅』言説下における地方都市のまちづくりの行方──地方創生は『選択と集中』？『社会保障』？『新自由主義』？──」『学術の動向』21巻12号、26～39頁
・山本辰義（2012）『漁協の組織・経営十章──漁協役職員のために──』漁協経営センター出版部

（かめおか　こうへい）

漁協における買取販売の実態と意義・役割

主任研究員　尾中謙治

〔要　　旨〕

水産業協同組合法が改正され、漁協の役割として「漁業者の所得向上」が明文化された。そうしたなかで、漁協は漁業者の所得向上および漁協経営の安定・改善にかかる様々な取組みを実施しており、買取販売はそのひとつである。

買取販売は、漁協経営の中心である販売事業の一形態であり、販売事業取扱高に占める割合は４％強である。2018年度に買取販売を実施しているのは198漁協（販売事業実施漁協の26.8%）であり、受託販売を補完する形で買取販売を実施する漁協の割合は増加傾向にある。

事例調査を実施した７漁協によると、買取販売の主な販売先は消費地市場、他業者（小売業者、外食業者、加工業者など）、漁協直売所の３つであった。消費地市場への販売の目的として多かったのは、産地買受人の価格決定へのけん制力の発揮であり、それによる魚価の向上である。他業者への販売は地元業者が中心であり、漁協は地元仲卸業者の役割を果たしている。漁協直売所での販売の主な開始理由は、漁協経営の改善もしくは魚価の維持・向上である。

今後、既存の買受人による水産物需要の創造、販路開拓、商品開発・新用途開発などによる魚価の向上を見込むことができないときは、漁協自らが買取販売によって活路を開いていくことが選択肢のひとつとなろう。また、買受人の弱体化によって、産地出荷業者や仲卸業者、小売業者、加工・冷蔵業者などの役割の一部もしくはすべてを、漁協が買取販売によって担わなければならなくなる産地が増えることも予想される。買取販売は、受託販売と比較して業務負荷が大きく、逆ザヤや在庫、品質、クレームなどの経営上のリスクを伴い、現状では人材（量と質）の不足、仲買人との調整など推進上の課題はあるものの、将来における買受人のさらなる弱体化の可能性があるなかで、漁協が未来に備えるためにも買取販売の導入・強化を検討する必要性は高まるであろう。

目　次

はじめに
1　販売事業の概況
2　買取販売の動向と展開過程
（1）　動向
（2）　展開過程
3　販売先別の買取販売の実態
（1）　消費地市場
（2）　他業者（小売業者、外食業者、加工業者など）
（3）　漁協直売所
4　買取販売の意義・役割
おわりに

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

はじめに

2018年12月の「漁業法等の一部を改正する等の法律」の成立によって水産業協同組合法（以下「水協法」という）の一部が改正され、漁協が事業を行うにあたっては、「水産資源の持続的な利用の確保及び漁業生産力の発展を図りつつ、漁業所得の増大に最大限の配慮をしなければならない」と明記された（水協法第11条の２）。これまでも漁協の目的として「組合は、その行う事業によってその組合員又は会員のために直接の奉仕をすることを目的とする」（水協法第４条）と一般的な目的が規定されていたが、今回の改正によって漁協の役割として「漁業者の所得向上」が明文化された。

沿海地区出資漁業協同組合（以下「漁協」という）は、販売事業や購買事業、共済事業などを通じて漁業者の所得向上に貢献しているが、漁獲量の減少などの環境変化や魚価安によってそれが容易ではなくなってきている。漁業者の所得向上にあたっては、漁業収入の拡大と漁業支出の削減が必要であり、その実現にあたっては特に魚価の向上を促す漁協の販売事業およびそれに伴う付随事業の強化・改善が求められる。これによって漁協経営も安定・改善し、漁協への販売手数料などの漁業者の支出を抑制することもできる。そのようななかで、漁業者の所得向上および漁協経営の安定・改善にあたって、直売所などを通じた直接販売や量販店・外食チェーンとの直接取引(注1)、活魚販売、輸出、加工事業、６次産業化、ブランド化など様々な動きが生じており、今後さらに加速していくことが予想される。

本稿では、当社で実施した「2017年度 漁協アンケート調査(注2)」において、「魚価の向上・維持」や「組合経営の財源確保」のために取り組んでいる漁協が比較的多かった買取販売（29.6％）に着目する（415漁協回答）。買取販売は漁協の販売事業の一形態であることから、最初に漁協の販売事業の概況を把握し、その後買取販売の動向、事例調査に基づく買取販売の実態と特徴を販売先別に整理し、買取販売の意義・役割を明らかにする。

（注１）本稿では、消費者に対する販売を「直接販売」、小売業者・外食業者等の事業者への販売を「直接取引」とする。

（注２）アンケート結果を掲載した報告書は、加瀬ほか（2018）。

１　販売事業の概況

大部分の漁協の経営の中心は、漁業者の漁獲した水産物を販売する販売事業である(注3)。18年度水産業協同組合統計表によると、927漁協のうち740（79.8％）が販売事業を実施している(注4)。927漁協の事業総利益に対する事業別構成比をみると、販売事業（41.6％）が最も高く、次に購買事業（13.7％）、指導事業（12.6％）となっており、販売事業のウエイトは大きい。

販売形態には、受託販売と買取販売の２つがある。受託販売とは、漁業者から委託を受けた水産物の販売を代行し、販売価格

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

に一定率を乗じた販売手数料を収益とするものである。受託販売には主に、①産地市場でセリや入札を通じて販売する「産地（市場）販売」、②漁協が出荷団体となって消費地市場等に販売する「出荷販売」、③県漁連等の系統組織に販売する「系統共販」がある（第１図）。鮮魚介類は産地販売、養殖魚類は出荷販売、海藻類は系統共販のケースが多い。

一方、買取販売とは漁協が水産物を買い取ってほかに販売し、その売買差額を利益とするものである。買取りのタイプには、漁業者や他組織からの直接買取りと産地および消費地市場を介しての買取りがある。市場からの買取方法としては、漁協が買参権を取得して調達するケースと買受人に依頼して調達するケースがある。販売先は、消費者、小売業者・外食業者、卸売業者など多様である。

18年度の販売事業取扱高は１兆326億円、うち受託販売は95.6％、買取販売は4.4％、品目別には生鮮魚貝藻類81.6％、冷凍類1.6％、水産製品・加工品（海藻類、塩・干魚貝類など）13.9％、その他3.0％である。販売事業取扱高および事業総利益の推移は第２図のとおりであり、18年度の取扱高および事業総利益を1988年度と比較するとそれぞれ34.9％、24.7％減少、98年度と比較すると18.8％、17.9％減少している。取扱高よりも事業総利益の減少が緩やかなのは、漁協が販売手数料率を引き上げたことが影響していると考えられる。販売事業の利益の減少だけが原因ではないが、93年度から全体の事業利益は赤字に転じており、14年度から黒字に回復したものの18年度は再び赤字となっている。

販売事業の収益の中心は受託販売による手数料収入であるが、これは水揚量と魚価

第１図　漁協における受託販売と買取販売の主な流通経路

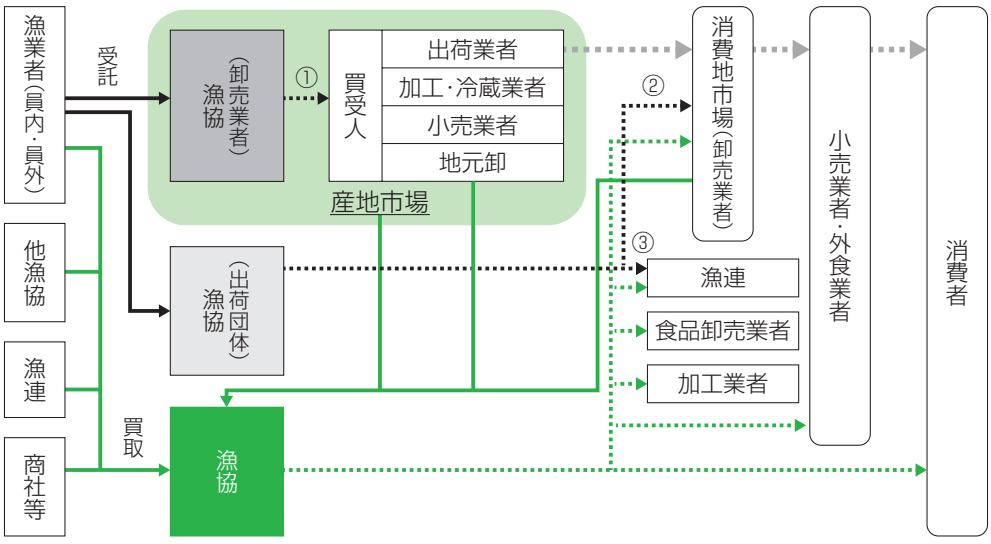

資料　筆者作成
（注）　黒線は受託販売、緑線は買取販売、実線は集荷・調達ルート、破線は販売ルートを示す。図中の①、②、③は本文と対応。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第2図　販売事業取扱高および事業総利益の推移
（1984～2018年度）

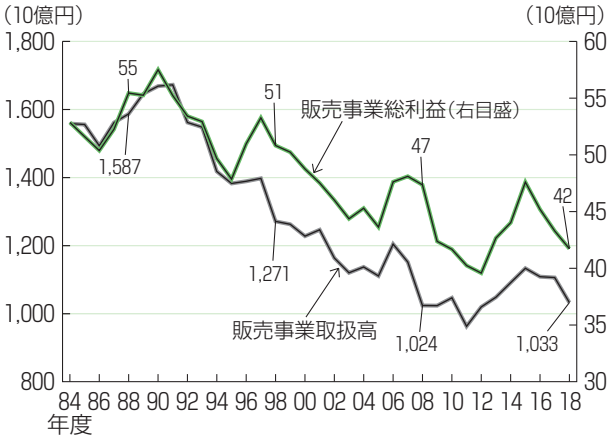

資料　水産庁「水産業協同組合統計表」

に左右される。90年代前半から水揚量は減少し、魚価は産地買受人の弱体化、川下優位（小売業者主導）の価格形成の進行によって低迷しており、漁業所得の低下と漁協経営の悪化が生じている。このような状況において、漁協のなかには産地市場の魚価向上とそれに伴う販売事業の収益改善を目的として、産地市場の統合、買受人や他港船の誘致、神経締めなどによる付加価値の向上などに取り組んでいるところもあり、買取販売もその取組みのひとつである。

（注３）販売事業の附帯事業として、漁業者に販売先を紹介するあっせん・仲介もある。

（注４）本稿の数値は特に断りがない限り水産庁「水産業協同組合統計表」による。

2　買取販売の動向と展開過程

（1）　動向

18年度に買取販売を実施しているのは198漁協（販売事業実施漁協の26.8％）、うち受託および買取販売の両方を行っているのは183漁協、買取販売のみを行っているのは15漁協である（第３図）。1956～2018年度の買取販売の実施漁協の割合をみると、90年代後半までは横ばい傾向であったが、それ以降は漁協合併による影響も反映して増加傾向となり、05年度以降は20％以上で推移している。買取販売取扱高の多い都道府県は、北海道、兵庫、山口、大分、京都、島根で、６道府県で全体の70.2％を占めている（18年度）。

18年度の買取販売取扱高は451億円、買取販売割合（販売事業取扱高に占める買取販売取扱高の割合）は4.4％である（第４図）。品目別には生鮮魚貝藻類55.7％、冷凍類10.0％、水産製品・加工品33.5％、その他0.8％である。買取販売取扱高は緩やかに増加傾向にあり、06年度以降は買取販売割合４％以上、取扱高450億円以上、１組合平均の取扱高は２億円を超えている。リーマンショックのあった08年度の買取販売割合は6.6％と最も高くなっており、これは景気悪化に伴い外食産業などの需要が減退したことによって魚価の低下が発生し、それを抑制する手段として買取販売が増加したためと考えられる。(注5)

（注５）水産業協同組合統計表の集計上の問題で買取販売取扱高が過剰になっている可能性がある。08年度の品目別にみると、他年度と比較して冷凍類の取扱高が著しく多く、冷凍・冷蔵事業の冷凍販売高が少ないので、冷凍販売高が買取販売に含まれている可能性がある。水産業協同組合統計表の調査票では、冷凍販売高は漁協の冷凍施設で原料魚を冷凍品にし販売したものの取扱高とし、冷凍品を購入または受託した場合は、購買事業の資材類または販売事業の冷凍類の取扱高に計上することとなっている。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第3図　買取販売の実施漁協数および実施割合の推移
（1956～2018年度）

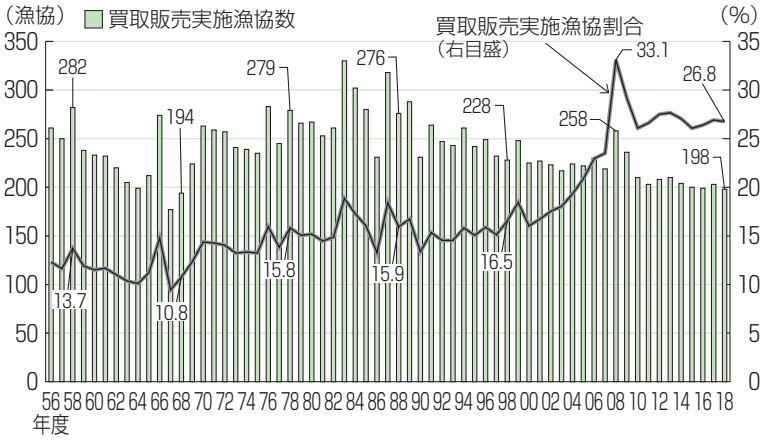

資料　第2図に同じ
（注）　買取販売実施漁協割合は、販売事業実施漁協に占める買取販売実施漁協の割合のこと。

第4図　買取販売取扱高（品目別）および買取販売割合の推移
（1956～2018年度）

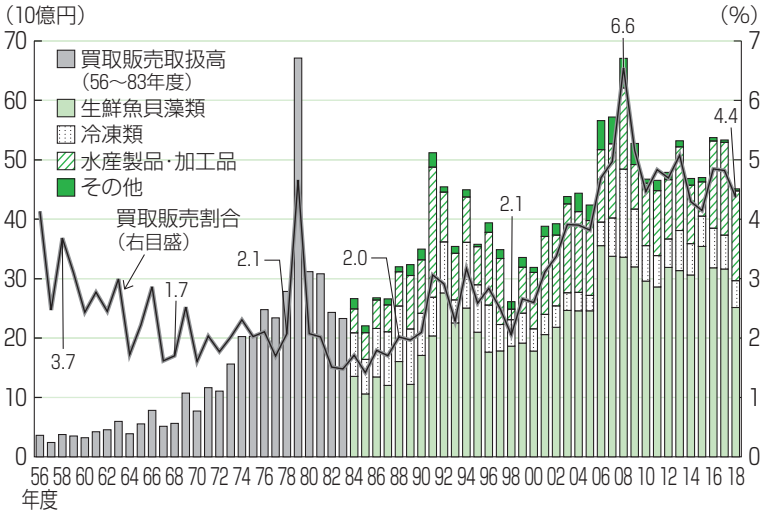

資料　第2図に同じ
（注）　買取販売割合とは、販売事業取扱高に占める買取販売取扱高の割合のこと。

（2）　展開過程

1960年度水産業協同組合統計表によると、当時の買取販売は餌料用のサンマなどの買取りが中心で、販売先は組合員や員外の固定先への販売だったようである。一般鮮魚の買取りは魚価などの不安定要素があり、漁協経営に不測の損害を被る可能性があることから積極的には行われていなかった。それは漁協が組合員を相手に売買取引を行って利益を得るものではないという考えから、買取販売は漁協本来の事業方式ではないとされていたことも影響していたようである。(注6)

90年頃からは、買受人の弱体化によって、①産地市場に上場された水産物が引き受けられない（残品の発生）、②価格形成力の不足（魚価の低迷）、③買受人の廃業（販路の喪失）が生じるようになった。事例調査などによると買取販売の契機は、漁協経営の不安定さ・悪化もしくは買受人の弱体化への対応であった。

先述のとおり買取販売をしている漁協は受託販売も実施しているところが大部分であるが、現状では買取販売は受託販売を代替するものではなく、受託販売を補完する位置づけにある。これは組合員が水揚げした水産物をすべて買取販売だけで対応できるほどの販売力を漁協は有していないからである。したがって、買取販売の販売先が既存の産地買受人と直接競合しないように配慮している漁協が多い。

（注6）平林・大塚（1977）など。山本（2012）によると、買取販売を「伝家の宝刀」とたとえ、「伝家の宝刀はむやみに抜くべきではありません」

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

と述べている。

3　販売先別の買取販売の実態

買取販売において販売先は要諦であり、ここでは販売先別（消費地市場、他業者、漁協直売所）の買取販売の実態と特徴を事例調査[(注7)]に基づいて整理する（第１表）。販売先が複数のカテゴリーにまたがる漁協については各項でそれぞれ言及する。

（注７）工藤ほか（2019）、亀岡（2019）

(1)　消費地市場

消費地市場の卸売業者に買取販売（出荷販売）している事例は４件である。

a　明石浦漁協

兵庫県明石浦漁協は、産地市場の魚価安への対応として11年から東京大田市場への販売を始めた。当初は関西方面への出荷も検討したが、同種の漁業をしている近隣地区と漁獲物が重複するために値が付きにくいという問題があり、東京方面への進出を決定した。大田市場に進出後は、明石浦の水産物の品質の良さを市場関係者などに周知するための取組みを継続的に実施し、これによって市場での評価も高まり、現在は豊洲を中心とする関東圏や関西圏にも販売している。18年度の産地市場における鮮魚の水揚高は約10億円、うち漁協の買取販売取扱高は４億円超である。

b　大分県漁協本店

大分県漁協の本店では、①養殖水産物と②天然マダイの活魚を消費地市場に出荷している。

第１表　現地調査を実施した漁協

	漁協	買取先	買取方法	販売先			
				消費地市場（卸売業者）	他業者		漁協直売所
					小売業者 外食業者	加工業者	
静岡県	清水漁協	自営産地市場	買参権		○		○
	静浦漁協	自営産地市場	買参権				○
京都府	京都府漁協	自営産地市場	買受人経由		○	○	
		商社等	直接取引		○	○	
兵庫県	坊勢漁協	荷さばき所	直接取引		○	○	○
	明石浦漁協	自営産地市場	買参権	○			
岡山県	伊里漁協	自営産地市場･県内消費地市場	買参権		○		○
		漁業者	直接取引				○
大分県	大分県漁協本店	魚類養殖漁業者	直接取引	○			
		自営産地市場･県内卸売市場	買参権				○
		天然マダイを水揚げした漁業者	直接取引	○			
	同佐賀関支店	漁業者	直接取引	○	○		

資料　明石浦漁協は亀岡（2019）、他漁協は工藤ほか（2019）を参考に筆者作成

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

①養殖水産物は餌業者などに販売される割合が高く、販売先は限られていた。そこに漁協が買取販売で参入することによって、餌業者などの価格設定に一定のけん制力を働かせている。漁協は市場価格から出荷コストと利益分を差し引いた価格で買い取っているが、利益分については一定ではなく、漁業者の生産費を考慮して設定される。買い取った養殖水産物は、ラウンド（丸ともいう。魚体そのままのこと）で消費地市場などに出荷されるが、そのうちの２割弱は卸売業者Ａ社に販売されている。

Ａ社は購入した養殖水産物の販売先である量販店・外食チェーンなどから加工を受託し、それを漁協に委託している。漁協は自営の加工施設でフィレやサイコロカットなどに加工して出荷しており、加工には別途工賃を徴収している。11年に漁協の加工施設が完成しているが、それ以降の養殖水産物の取扱高は増加傾向にあり、買取販売に加工サービスを付加することによって業績を伸ばしている。

②天然マダイの活魚の買取販売は、武蔵地区の吾智網漁業を営む４経営体が漁獲したものを対象としている。契機は今まで活魚を買い取っていた民間の仲卸業者の廃業である。本店はその業者の活魚水槽などの施設を引き継ぎ、消費地市場などに出荷販売している。

c　大分県漁協佐賀関支店

大分県漁協佐賀関支店は、仲買人に対する価格のけん制機能の発揮と魚価の安定のために、関サバ・関アジなどの水産物を福岡や大阪、東京の消費地市場に販売している。漁協が県外市場に販路を求めたのは、県内市場には同種の水産物を扱う仲買業者が出荷しており、彼らよりも漁協の方が安値になったからであった。漁協は県と町の支援のもと、東京や福岡などで市場関係者を招いた試食会などのイベントを開催し、関サバ・関アジのPRを行った。これによって高級ブランド魚として関サバ・関アジの認知度は全国的に広がり、市場では高値が付くようになった。90年代後半の支店の水揚高は15億～20億円、うち漁協の買取販売取扱高は７億～８億円であった（買取販売を開始した88年度は3.8億円）。

00年代からは水揚量が減少し、需要も減退した。この間に仲買業者２社が廃業している。16年度の支店の水揚高は8.8億円、うち5.7億円を漁協が買い取っており、漁協の買い取る割合が高まっている。近年は水揚量の減少と価格下落に直面しており、漁協の買取販売によって関サバ・関アジの価格の下落を抑制している状況である。それによって、漁協には負担がかかっており、16年度の漁協の買取販売は赤字となっている。

d　消費地市場への出荷販売の特徴

上述の事例によると漁協による消費地市場への出荷販売の目的として多いのは、産地買受人の価格決定へのけん制力の発揮であり、それによる魚価の向上であった。産地市場の水産物を生鮮食品（生鮮用途）、食品加工原料（加工用途）、飼肥料加工原料

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

（飼肥料用途）と用途別に大別すると、買取販売の対象は生鮮用途の活魚や鮮魚が基本であり、一定量以上の水産物が必要である。

漁協の機能は産地出荷業者と同様といえるが、基本的に産地市場には漁協以外の出荷業者が存在している。そこで漁協が対象とする消費地市場は、既存の出荷業者が出荷しておらず、産地市場での買取価格が相場以上でも一定の利益が確保できる先となる。輸送コストが相対的に低い県内や近県の消費地市場には既存の出荷業者が出荷していることが多いため、事例のように東京などの大消費地市場が対象となる。ここで他産地と差別化できない水産物を出荷しても、輸送コストなど諸経費で赤字になってしまう可能性が高いため、他産地と差別化できる水産物が基本的には求められる。

明石浦漁協や佐賀関支店は漁法や締め方などに工夫を凝らして品質を高めており、大分県漁協本店は養殖水産物に加工をセットすることによって付加価値を付与している。大消費地市場への販売にあたっては、差別化できる水産物に加えて、その価値に見合った価格の実現のために市場関係者などへの根気強いPR活動が必要である。実際に明石浦漁協は大田市場に進出した当初は赤字傾向であったという。大消費地市場で評価されることは容易ではないが、成功すると魚価が向上し産地全体の水産物のPRにもつながる。そのため、消費地市場でのPR活動には行政からの支援・協力が得やすいというメリットがある。

大消費地市場での高評価は、産地買受人の販路拡大や販売価格の上昇を促し、産地市場の魚価向上を促す可能性が高まる。佐賀関支店の関サバ・関アジは当初そうした効果によって全国区のブランドとなり、高級魚の地位を確立した。しかし、これも景気低迷による高級魚の需要減退と他産地との競合などによって、10年ほどで勢いは鈍化しており、安泰ということにはならなかった。佐賀関支店は需要が減退してから県外出荷だけでなく県内ホテルや飲食店などとの直接取引と加工事業に注力し始めた。現在の直接取引先は約60店舗に上っている。加工事業は、価格下落のなかで水揚量が増加したときの出荷調整のために開始しており、現在は主に一夜干しやフライなどを製造している。その年間売上高は約４千万円である。このように、消費地市場で一定の成果を上げることができても、常に販路拡大などの手を打つことが必要といえる。

また、消費地市場への出荷販売を実施すると、漁協は産地市場で一定の水揚量を買い取ることになるので、業績不振などで代替策のないまま撤退すると産地市場の魚価の下落を引き起こすため、容易に撤退することができないことも留意すべきであろう。他の販売先と比較して消費地市場への販売の利点は在庫リスクが低いことが挙げられる。

大分県漁協本店の天然マダイの活魚の買取販売は、産地仲卸業者が不在という特殊なケースではあるが、今後は規模の小さな産地市場で同様のことが発生する可能性がある。漁協はそのような可能性も視野に入

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

れておく必要があるだろう。

(2) 他業者（小売業者、外食業者、加工業者など）

調査事例のうち小売業者・外食業者に販売している漁協は５つ、うち加工業者にも販売しているのは２つである。

a 京都府漁協

12年に１府１漁協となった京都府漁協が、13年に京都府漁連を包括承継し、現在の京都府漁協となっている。買取販売は府漁連の時から取り組んでいるもので、90年代以降の産地市場における買受人の減少による魚価形成力の低下を補うことから本格化している。

販売先は地元小売業者や加工業者である。調達ルートは、産地市場から買受人を通じてのものと、商社などから相対で買い取るものがある。産地市場の買参権は、買受人との約束で漁協は取得しないこととなっている。産地市場での買取りには、小売業者などに販売するための水産物を相場で調達するものと、まき網漁船の漁獲した小型魚に値が付かないときに底値で買い取るものがある。底値で買い取ったものの一部は、漁協の冷凍庫で凍結して加工や飼肥料用途としてストックされ、加工業者に販売される。商社などから調達したものは冷凍類が多く、ほかに活魚や加工品もある。

17年度の受託販売取扱高は3,990百万円、買取販売取扱高は3,029百万円、うち鮮魚類36.9％、冷凍類40.1％、活魚10.1％、加工品12.9％である。

b 清水漁協・坊勢（ぼうぜ）漁協・伊里漁協

静岡県清水漁協は02年からは静岡市農協からの要請で、農協の直売所向けに水産物を販売（直接取引）している。漁協職員が週２回、パック詰めした商品を配達し、店頭に陳列する形態である。農協は当初在庫ロスを発生させたこともあるが、経験を通じてノウハウが蓄積され今ではロスがほとんど出なくなっている。水産物の販売は順調ではあるが、農協としては漁協のブランド力の一層の発揮と品ぞろえの充実を漁協に期待している。

兵庫県坊勢漁協は漁協直営の直売所を通じて、地元小売業者に活魚・鮮魚を販売している。直売所には複数の活魚水槽が設置されている。また、坊勢漁協は姫路市内の加工業者と連携して、市内の70校の学校給食向けに水産物を販売している。漁協が１次加工したものを加工業者に販売し、それを加工業者が２次加工・味付けして、学校に納品している。漁協が販売した水産物は、チリメンジャコやイカナゴ、エビ、スズキ、味付けノリなど多岐にわたっている。

岡山県伊里漁協は、産地市場および岡山市中央卸売市場（消費地市場）から鮮魚を仕入れ、地元の魚屋や料理店などに販売している。現在の販売先は20ほどである。漁協は岡山市中央卸売市場にはサワラを主とした出荷販売（委託販売）をしており、その帰りの便に買い取った水産物を積んで戻ってきている。16年度の受託販売取扱高は100.8

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

百万円、買取販売取扱高は170.1百万円である。

c　他業者への販売の特徴

これらの事例では、販売先となる小売業者・外食業者（以下「小売業者等」という）は地元業者が中心であり、漁協は地元仲卸業者の役割を果たしている。販売する魚としては生鮮用途の活魚や鮮魚、冷凍魚がある。

京都府漁協および伊里漁協の事例は、地元仲卸業者の機能低下や廃業の影響を受けている漁業者と小売業者等からの要望で漁協が仲卸業務を担っていると推察される。両漁協とも小売業者等の仕入ニーズに応えるために、産地市場以外から水産物を調達して対応している。

坊勢漁協は、直売所を仲卸店舗としても機能させ、消費者だけでなく地元業者に販売している。このようなケースは直売所を構えている漁協で散見される。小規模な地元業者にとっては、直売所は新鮮な水産物を調達する先として最適といえる。清水漁協から仕入れている静岡市農協は、漁協との取引によって地元の新鮮な水産物の調達と漁協ブランドの活用をメリットとして感じているようである。

加工業者に販売しているのは２漁協で、京都府漁協は冷凍品、坊勢漁協は１次加工品を加工業者に販売している。京都府漁協は加工用途の販売先を確保することによって、対象魚が飼肥料用途に向かうことによる大幅な値崩れを防止している。同様に、飼肥料用途の買取販売によって廃棄を抑制している。その際、漁協の冷蔵・冷凍庫によって買い取った魚をストックできる体制が重要な役割を果たしている。

坊勢漁協は１次加工を付加価値とすることによって販路を拡大し、加工用途に向かう水産物を増加させている。坊勢漁協のケースは京都府漁協と異なり値崩れ防止の面よりも魚価向上に貢献している。

調査事例とは別の例では、地元外のチェーンストアや外食チェーンと大口の直接取引をしている漁協もある。地元の取引先としては小売業者等だけでなく、学校やホテル・旅館などの宿泊施設、病院・福祉施設などを取引対象とする漁協も増えてきている。未利用魚(注8)を漁協が取引先の地元小売業者等や加工業者と協力、もしくは彼らへの提案によって生鮮や加工用途に転換して魚価向上を図っているケースもある。

漁協が上記のような仲卸業務を行っている背景には、地元仲卸業者の弱体化による魚価の下落もしくは水産物を高く売る取組みの不足がある。小売業者等は漁協と直接取引をすることによって中間流通コストの削減や漁協のブランド力の活用をメリットとしている。他業者への販売にあたっては、漁協は他業者の取引ニーズを満たすために品ぞろえを充実させる必要があり、産地市場で調達できない際にはほかから仕入れるルートを確保しておくことが求められる。消費地市場への販売と比較して、販売先の管理や分荷などのコストがかかるものの、一般的に利益率は高い。取引先が増えて漁協で対応できない際には、既存の仲卸業者

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

に紹介することもでき、これによって仲卸業者の活性化を促すことができる可能性もある。

(注8) 魚体のサイズが不ぞろいであったり、漁獲量が少なくロットがまとまらないなどの理由から、市場に出荷されずに廃棄されたり、非食用に回されたり、漁業者が自家消費したり、低価格でしか評価されない魚のこと。

(3) 漁協直売所

漁協直売所で販売している漁協は５つである。先述した大分県漁協本店は漁協直販店４店舗で販売しており、16年度の販売高合計は約3.9億円、販売高および当事業利益は増加傾向にある。直販店で販売する鮮魚類は、県内産地市場および大分市公設地方卸売市場から仕入れている。

a 清水漁協

清水漁協は、09年に静岡漁協と清水市漁協が合併して誕生した漁協である。旧静岡漁協の時に経営が厳しくなり、それを打開するために90年からシラスなどを買い取り直売所で販売するようになった。販売する水産物は、漁協が買受人となって産地市場から調達している。漁協の買参権の取得については、漁協経営の改善にあたって買取販売が必要ということを地元買受人に理解を促していたので、大きな反対はなかった。当初は買上量の上限が設定されていたようであるが、現在は存在していない。直売所では生シラスや釜揚げシラスなどの販売が行われており、釜揚げシラスの加工は漁協職員２人が担当している。

07年からは漁協の直売所の近くに食堂を開設しており、直売所および食堂の経営は順調である。静岡市農協の直売所への販売やインショップ形式での販売、電話やファックスでの通信販売も実施している。

17年度の受託販売取扱高は627.9百万円、買取販売取扱高は150.7百万円、うち店舗（直売所および通信販売）69.1百万円、農協の直売所への販売57.3百万円、食堂22.7百万円である。

b 静浦漁協

静浦漁協は、20年ほど前にシラスが豊漁の時に買受人が全量を引き受けることができず、それを漁協が買い取りゆでて冷蔵庫で保管・販売したのが始まりである。販売は漁協の事務所を主として、イベントや周辺旅館等で行った。その後、徐々にシラス（釜揚げと生鮮シラス）の販売量も伸び、干物の販売もするようになった。10年からは事務所の傍らにログハウス風の直売所を設置し、そこで販売している。電話・ファックスによる販売も行っている。購入者は地区内と地区外の人が半々程度である。釜揚げなどの作業は職員５人が担当しており、午前中に加工作業、午後から各自の業務という形態である（量が多いときは午後も加工）。

c 坊勢漁協

坊勢漁協は姫路市の坊勢島を管内とする漁協であり、地元に産地市場がない。したがって、組合員は個人で他の産地市場に出荷するのが基本であるが、その際に販売順が後回しにされたりするなどの不利な立場

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

に置かれることがあった。また、主力漁業のひとつである小型底びき網などは少量多品種の魚を漁獲するため、販売ルートの確保が難しかった。そこで93年に本土側の妻鹿漁港に家島漁協と共同で荷さばき所を設置し、水産物の取引が行われるようになった。この荷さばき所の設置によって、80年代から実施している加工業者向けのイカナゴなどの買取販売に加えて、荷さばき所の傍らで活魚や鮮魚などの直売も開始した。

15年には、直売事業強化のために漁協直営の直売所「JFぼうぜ 姫路とれとれ市場」を建設した。施設内には活魚水槽が設置されており、食堂も併設されている。直売所で扱っている水産物の８割は地元からの仕入れで、２割はほかからの仕入れである。利用者は地元住民、観光客のほかに、小売業者等もおり、ネットショップでの販売も実施している。

d　伊里漁協

伊里漁協では、99年に先述した買取販売の販売先である地元の小売業者等が廃業により減少することを予想し、荷さばき所での水産物の直接販売（小売販売）を開始した。日曜日の小売販売を「真魚市（まないち）」と命名し、地域の小売店などに出店を呼びかけ、彼らと一緒に荷さばき所で販売をしている。営業時間は午前７～12時、現在の出店数は約30店舗で、屋台、野菜、パン、花、雑貨などを扱う様々な店が出店している（漁協は出店者から出店料を徴収）。１日に２千人ほどの来場があり、500台の駐車スペースは満杯状態である。

岡山市中央卸売市場が休場の水曜日以外の平日（９～15時）には、漁協は鮮魚の直接販売を実施している。利用者の大部分は近隣住民である。漁協が小売販売する水産物は、地元と他県産の魚が半々程度で、基本的に丸魚で販売されている。漁業者から直接買い取るときは、浜値と小売価格の間で仕入れている。16年度の小売販売売上高は87.4百万円である。

e　漁協直売所における直接販売の特徴

漁協直売所（以下「直売所」という）での直接販売の主な開始理由は、漁協経営の改善（静浦漁協、伊里漁協）もしくは魚価の維持・向上（静浦漁協、坊勢漁協）であった。販売する魚は活魚、鮮魚が中心であり、未利用魚を取り扱っている漁協もある。地元水産物の調達にあたっては、漁協が買参権を取得して産地市場から仕入れるケースと直接漁業者から買い取るケースがある。

産地市場から調達する清水漁協と静浦漁協は、高品質な水産物を調達するため高値を付けることが多く、魚価の向上に貢献している。清水漁協としては原価率を引き下げる方針ではあるが、一方で少しでも魚価を高くして漁業者の所得向上を促したいという面もあり、買値の設定は難しいという。直接漁業者から買い取る坊勢漁協は値段の安いときに買い取るようにしており、伊里漁協は浜値と小売価格の間くらいに買値を設定している。

直売所への来店を促すためには品ぞろえ

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

の充実も重要な要素であり、坊勢漁協、伊里漁協、大分県漁協本店は産地市場以外からも魚を仕入れている。地元の農産物を一緒に販売（受託販売）したり、食堂を併設したりして、集客力を高めている事例もある。伊里漁協のように地元小売店などと連携して出店するのも効果的である。

事例における直売所の売上高は横ばいもしくは増加傾向にあり、比較的経営は順調である。直売所の運営は成功すると、漁協の収益源となり、魚価の維持・向上、漁業者の所得向上、雇用創出、地元水産物の需要促進などにつながる。一方で、資金を投入して直売所を開設するのはリスクが高く、販売方法や接客、商品管理などのノウハウも求められる。直売所の開始にあたっては、静浦漁協や坊勢漁協のように小規模で直接販売のテストマーケティングを実施し、事業化できるかを判断しながら着手していくことが必要である。

他の調査事例においては、朝市を開催していた漁協が売値を低く設定してしまい、利益が上がらずに朝市をやめたというケースが複数ある。「良いものを安く売る」のではなく、「良いものを適正価格で売る」ことが重要である。直接販売にあたっては在庫やクレーム発生のリスクなども考慮に入れなければならない。

直売所以外の直接販売としてはインショップ形式や移動販売車、通信販売などがある。また、直売所を契機として食堂・レストラン、宿泊施設、漁業体験、釣り堀などの事業を展開している漁協もあり、直売所をきっかけにして事業の拡大につながる可能性は高い。

4　買取販売の意義・役割

漁協は受託販売で漁協経営が成立し、漁業者の所得が安定・向上していれば、リスクのある買取販売を実施する必要性は低い。しかし、買受人の弱体化に伴い従来の受託販売だけでは上場された水産物の魚価の維持や向上が難しくなってきている。そこで、調査した漁協は買取販売によって買受人、つまり消費地市場などに出荷する「出荷業者」、地元小売業者等の他業者に販売する「地元仲卸業者」、直売所を通じて一般消費者に販売する「小売業者」などの機能を担い、魚価の維持・向上とそれによって産地買受人の魚価決定へのけん制を図っていた。各販売先別の特徴は第２表のとおりである。

調査事例において買取販売による魚価の維持・向上のイメージを図示すると第５・６図のようになる。産地市場の水産物の用途は多様であるが、ここでは生鮮、食品加工、飼肥料の３つに大別し、水揚げされた水産物は生鮮用途から順に品質などの良いものを高値で産地買受人が買い付けていくとする。ここに漁協の買取販売が介入することによって、各用途の水産物を底値で買い取ることで魚価の維持が、他の買受人とのセリなどで調達することで魚価の向上が図られている。今後、買取販売をしようとする漁協は、現状の買受人や魚価を考慮して産地市場のどの用途の魚価の維持もしく

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第2表　買取販売における販売先別の特徴

	消費地市場	他業者	漁協直売所
背景	産地買受人の価格決定力の低下	地元仲卸業者の機能低下・廃業	漁協の経営難／買受人の弱体化
販売目的	産地買受人の価格決定へのけん制（魚価の向上）	漁業者や他業者からの要望（魚価の維持・向上）	漁協経営の改善、もしくは魚価の維持・向上
漁協の機能・役割	産地出荷業者	地元仲卸業者	小売業者・加工業者
販路の特徴	既存の出荷業者が出荷していない市場	地元の小売業者・外食業者、加工業者、一部消費者へも販売	食堂の併設、通販にも対応、加工品の開発・販売
主な用途	生鮮用途（活魚、鮮魚）	生鮮用途（活魚、鮮魚、冷凍魚）、加工用途、飼肥料用途	生鮮用途（活魚、鮮魚）、加工用途
取扱魚	高付加価値魚、差別化できる魚	品ぞろえ（他市場からの調達もある）	品ぞろえ（未利用魚なども活用）
取扱量	多 ←		→ 少
追加的労力	小 ←		→ 大
利益率	低 ←		→ 高
在庫リスク	小 ←		→ 大
他産地との競争	激しい ←		→ 穏やか
撤退による産地市場への影響	大 ←		→ 小

資料　筆者作成

第5図　買取販売による「魚価の維持」のイメージ図

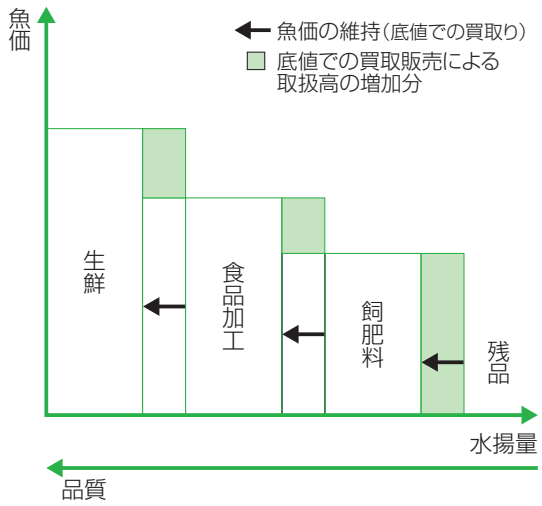

第6図　買取販売による「魚価の向上」のイメージ図

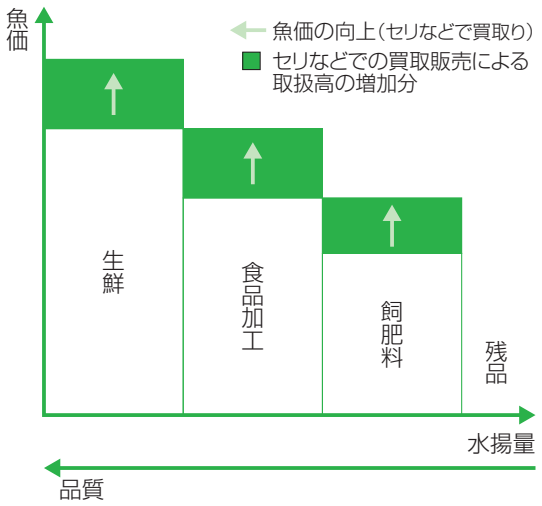

は向上を対象とするのかを明確にして実施することが必要であり、それによって販路の開拓先も明らかになる。

用途別の販売先は第７図のように整理できる。販路を多様化することはリスク分散や一層の魚価向上につながるので、図の矢印の方向への用途や販売先の拡大も視野に入れることは必要であろう。未利用魚は飼肥料や食品加工用途として加工業者が買い付けることが多いので、調理方法・レシピ

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第7図　買取販売における販路とその拡大方向

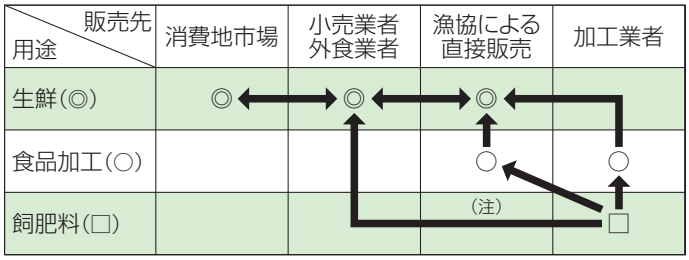

資料　筆者作成
(注)　矢印は、飼肥料用途として加工業者に販売していた未利用魚などを、生鮮用途として小売業者・外食業者に販売するルートを示している。他の矢印も同様に、矢印の先の方に用途や販売先の拡大の可能性があることを意味している。

の開発などによって地元小売業者や直売所で生鮮用途としての消費を促したり、飼肥料向けのものをすり身原料などに活用したりすることを検討する余地がある。実際に未利用魚を生鮮や食品加工用途として活用する取組みは増加しており、今後はさらに漁協による促進が求められよう。

既存の買受人による水産物需要の創造、販路開拓、商品開発・新用途開発などによる魚価の向上を見込むことができないときは、漁協自らが買取販売によって活路を開いていくことが選択肢のひとつとなる。受託販売をベースとしながら買取販売を実験的に実施することによって、受託販売の改善と新たな収益機会の発見が期待できる。漁協にとって買取販売は、魚価の維持・向上や漁協経営の改善につながるだけでなく、地元水産物のPRやブランド化、食堂・レストランなどの事業への展開などの波及効果も期待できるポテンシャルのある取組みといえる。

一方で、漁協の主体性に関係なく買受人の弱体化によって、産地出荷業者や仲卸業者、小売業者、加工・冷蔵業者などの役割の一部もしくはすべてを、漁業者だけでなく地域住民、地元小売業者等からの要望で、漁協が担わなければならなくなる産地が増えることも予想される。

漁協における買取販売は、漁業者の所得向上と漁協経営の維持・安定を図る必要があるなかで検討する意義のあるものであり、将来的には実施せざるを得ない取組みになる可能性もあると考えられる。

おわりに

漁業者の経営は水揚高の減少と魚価の低迷によって厳しい状況にあり、それに伴い漁協収益の中心である販売事業の業績が低迷し漁協経営が悪化しているところは多い。そのようななか、今後の販売事業の改善策として、受託販売（産地卸売市場）の活性化および新たな収益源の確保にあたって本稿で取り上げた買取販売の強化・導入が考えられる（第８図）。

販売事業の改善策としては、まず受託販売の活性化があり、それには産地市場への新規買受人の誘致や鮮度・品質の向上等による付加価値の付与、市場の集約化などがある。買取販売も産地市場の魚価の維持・向上を誘発し、受託販売取扱高の増加を促す取組みのひとつである。

買取販売にはそれだけでなく、消費地市場への出荷販売や地元小売業者等との直接

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第8図　販売事業の改善にあたっての一方策

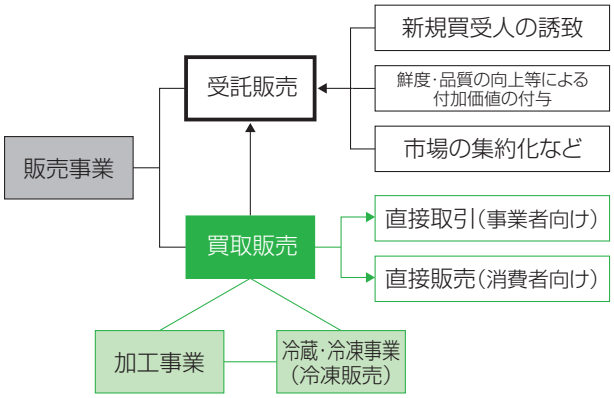

資料　筆者作成

取引、直売所などを通じた直接販売によって、受託販売よりもリスクはあるものの高い利益率を実現できる可能性はある。そして、買取販売の事業を有利に幅広く実施するためには、漁協が水産物を買い取って加工販売する加工事業や冷凍して販売する冷凍販売（冷蔵・冷凍事業）を組み合わせることを検討する価値がある。これによって付加価値の向上やストックをすることが可能となる。

買取販売は、受託販売と比較して業務負荷が大きく、逆ザヤや在庫、品質、クレームなどの経営上のリスクを伴い、損失を発生させる可能性があり、現状では人材（量と質）の不足、仲買人との調整などの課題はある。しかし、将来における買受人のさらなる弱体化の可能性があるなかで、漁協は未来に備えるためにも買取販売の導入・強化を検討する必要性は高いといえる。小規模な漁協にはここで記したすべてに取り組むことは現実的ではないが、小規模でもできることは挑戦すべきである。個人漁業者が地元の小売業者などに直接販売をしていることを鑑みれば、職員１人でもできることはある。

経営学者のドラッカーは、未来について確実にいえることは「未来はわからない」「未来は現在と違う」ということであり、その未来に対処するためには「すでに起こった未来をみること」、そして「自分で未来を創ること」と述べている。水揚量の減少や魚価の低迷、買受人の弱体化、さらには人口、水産物の消費量の減少はすでに起こった未来である。そして、その対策のひとつとして買取販売への取組みがみられるようになってきている。漁業者の所得向上と漁協経営の維持・安定の実現にあたって、今までと同じ取組みでは難しい。漁協には漁業者のみならず地域経済の将来のためにも、現状を打破するための新たな取組みを模索し創り出していくことが求められている。

＜参考文献＞

・岡本喜七郎（2005）「『関あじ・関さば』のブランド化」『Civil engineering consultant』Vol.228
・加瀬和俊ほか（2018）『漁協自営漁業の実態と可能性に関する調査』総研レポート29農金No. 1
・亀岡鉱平（2019）「漁協による買取販売の拡大過程──兵庫県明石浦漁協──」『農中総研 調査と情報』web誌、９月号
・漁協経営センター経営部編（1998）『漁協理事読本（七訂版）』漁協経営センター出版部
・工藤貴史ほか（2019）『漁協における買取販売に関する実態調査』総研レポート30農金No. 9
・工藤貴史ほか（2020）『漁協における加工事業の実態調査』総研レポート2019基礎研No. 3
・常清秀（2019）「地域漁業が産地流通に何を求めているのか？──過去・現在・未来──」『地域漁業研究』第59巻第１号
・全国漁業協同組合連合会水産業協同組合制度史編纂委員会編（1971）『水産業協同組合制度史 第３巻』水産庁

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

・中居裕（1996）『水産物市場と産地の機能展開』成山堂書店
・21世紀の水産を考える会編（1988）『魚価安定への未来戦略』成山堂書店
・馬場治（2001）「産地における新たな販売取り組み──生鮮魚介類販売を中心として──」多屋勝雄編著『水産物流通と魚の安全性』成山堂書店
・濱田英嗣（2011）『生鮮水産物の流通と産地戦略』成山堂書店
・平林平治（1977）『新・漁協理事読本』漁協経営センター出版部
・平林平治・大塚祐一郎（1977）『組合員・総代読本』漁協経営センター出版部
・藤本宗一（2011）『生鮮水産物の取引行動分析』成山堂書店
・山本辰義（1996）『漁協経営論講話』漁協経営センター出版部
・山本辰義（2012）『漁協の組織・経営十章』漁協経営センター出版部

（おなか　けんじ）

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

談話室

昨今の制度改革の話

今年10月、菅首相が日本学術会議（以下、学術会議）から推薦されてきた委員6名を任命拒否したことが明らかになった。マスコミ各社によって取扱い方は違うが、このことが連日取りあげられている（11月18日時点）。

この一件については学術界が攻撃されているように思えて気になってしかたがない。私は法学者でないので「違法性が疑われている」ことについては何ともいえないが、首相が「既得権益のよう」などと発言している点については、我々が知る学術会議と全く違うので看過できないものがある。

この間、メディア上では学術会議に関するかなりの量の不正確な情報が拡散された。そうしている間に学術会議の改革にまで話が及んでいる。中には民営化すれば良い、解体すべきだという意見まである。まるで任命拒否に問題があるのではなく学術会議に問題があるのだから任命拒否という事態が起こった、かのようになっている。ちなみに学者にとって学術会議は何の権益にもならない。そのことも確認せず今の状況を「改革」という「未来志向」で解決しようという動きになっている。

このような標的を定めて改革を迫らせる展開は今に始まったことではない。いろいろな分野で起こってきたことである。

私の専門との関係でいうと「漁業協同組合（以下、漁協）」が標的となった。そして「漁協が漁業権を独占し」「何もしないで漁業者から漁場利用料や販売手数料などを徴収している」などというネガティブなフレーズがメディアなどを介して拡散した。そのことが東日本大震災の復興において制度化された「水産特区」や、今月から施行される新漁業法・新水産業協同組合法の制定に繋がった。

戦後漁業法では、共同漁業権は行政庁から漁協に必ず免許されるものになっているし、定置漁業権や特定区画漁業権においても漁協が免許申請すれば地元漁業者に漁業権が与えられないしくみになっていた。そのうえ漁業者は組合員として所属する漁協に漁場利用料や販売手数料など様々な支払いをしている。

このことが批判の的になってきた。しかし、これをもって悪玉扱いされるのは漁協の立場からすれば心外である。なぜか。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

海には土地のような所有権がないゆえに漁船の航行や操業において海を利用する当事者の間で共有されたルールがないと、資源の争奪戦が起こり、紛争が止まなくなる。漁村を維持するためには、漁業を営みながら紛争を防ぐしくみが必要である。その方法として合理的だと判断されてきたのが、広い水域の管理を行政が行い、狭い範囲の水域については地元に住み地元の海をよく知る漁業者たちにルールづくりや管理を任せるというものだった。そうすることによって、漁業者間において「憎悪」が発生しにくくなるし、遭難や事故があった場合でも助け合う関係にもなる。

漁業権はこうした海を共同利用する漁業者集団に優先して与えられるものであり、漁業法では漁業者集団の権利の受け皿として漁協を設立させているのである。つまり、漁業権の権利の主体は漁協ではなく漁業者集団ということである。

これに属する個々の漁業者は、漁業を営む「権利」を得るために、ルールづくりと自主管理を行う「自治」としての漁協に「参加」する「責任」を負うことになる。このしくみにはもちろんコストが伴うので漁場利用料などで漁業者らは負担し合わなければならないことになる。

漁村は、閉鎖的だが、こうした社会秩序や規律があって紛争を起こらないようにしている。この文脈を知れば「漁協が漁業権を独占」や「漁業者から漁場利用料などを徴収している」などという批判が如何に不当なものかわかるだろう。

もちろん漁協の中には漁場利用をめぐりもめごとがあったり、大なり小なり諍いがあったりする。漁協に不満を抱える漁業者もいる。決して漁業権は完璧なしくみではない。それだけに外部から先のような批判を受けると分断されやすいのである。

残念ながら、度重なる不当な批判を受けて制定された新漁業法、新水産業協同組合法は、「未来志向」のもと成長産業化を優先させるばかりに以上のような漁業者集団の原理を劣化させる恐れのあるものとなった。

農協改革もそうだった。不正確な情報が伴う「レッテル貼り」と根拠の明らかでない「未来志向」が当事者のやる気を削ぐ政策を誘導していることに気づかなければならない。

（北海学園大学 経済学部地域経済学科 教授　濱田武士・はまだ たけし**）**

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

外国事情

米国沖合の水産資源管理制度

主任研究員　田口さつき

〔要　　旨〕

マグナソン・スティーブンス法は、米国沖合の水産資源管理の根拠法である。同法により、排他的経済水域の水産資源を主管するのは商務省とされているが、具体的な資源管理の方法を議論する場は水産資源管理委員会である。同委員会は水産資源管理計画を策定するが、その際に同法の国家基準を踏まえなければならない。

国家基準には、最適生産量の達成や過剰漁獲の防止という目的だけでなく、権利の付与の際などの差別的取扱いの禁止や水産資源に依存する共同体への配慮などが含められている。

同法が1976年に制定されて以来、多くの論争が続いているが、2016年の国家基準の指針の見直しや同法の改正案からは、科学者の知見を踏まえながらも、水産資源管理の方法に柔軟性を持たせ、より現実的な管理へと踏み出そうとする意図がうかがえる。

目　次

はじめに
1　MS法をめぐる議論
（1）　MS法の成り立ち
（2）　MS法の思想
（3）　国家基準１をめぐる論争と改正
2　近年の動きと改正案
（1）　国家基準の指針改正
（2）　MS法の改正案
おわりに

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

はじめに

2017年12月の「水産政策の改革の方向性」において「資源管理については、国際的にみて遜色のない科学的・効果的な評価方法及び管理方法」を推進することが示され、18年12月に新漁業法が成立し、20年12月から施行される。水産庁は、20年９月30日に、「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」を公表し、「新漁業法においては、資源評価に基づき、持続的に生産可能な最大の漁獲量（MSY）の達成を目標とし、数量管理を基本とする新たな資源管理システムを導入する」ことと、10年後の30年の漁獲量を444万トンに回復させることを目標とすること等を示した。

このように駆け足で政策が変更されたが、そもそも当初、掲げられた「国際的にみて遜色のない科学的・効果的な評価方法及び管理方法」とはなんだろうか。参考として米国沖合の水産資源管理の根拠法であるマグナソン・スティーブンス水産資源保全管理法（Magnuson-Stevens Fishery Conservation and Management Act、以下「MS法」という）から米国沖合の水産資源管理制度についてみてみたい。特に、同法の変遷においてどのような議論が交わされたのかをひも解いていく。

1　MS法をめぐる議論

(1)　MS法の成り立ち

MS法は1976年に制定された。その成り立ちには、米国沖合での外国漁船の活動が大きく影響している。米国では海岸線から３海里までは沿岸の州政府の管轄である。しかし、重要な漁場はさらに沖合にあり、当時、ソ連など外国漁船の操業が増え、水産資源の減少が懸念された。米国は水産資源に関し国際交渉を行ったものの、その効果がないと判断し、64年にBartlett法を制定した。同法では、海岸線から12マイルを米国漁船だけが排他的に操業できるよう定めた。しかし、外国漁船の操業にさらに規制をかける必要があり、76年にMS法が制定された。この経緯からわかるようにMS法は、外国漁船から沖合漁場を守ることを狙ったもので、米国の漁業者への漁獲規制を目的とはしていなかった。同法により、海岸線から３海里から200海里の水域（後に排他的経済水域〔EEZ〕）は連邦政府の管轄となり、この水域の水産資源を統制するのは、商務省というように定められた。

MS法導入と同時に、米国漁業を振興するために、設備投資などに対し、税額控除や低金利融資といった政策的支援がなされた。この結果、小型船に代わって大型船が操業するようになった。また、大規模な漁業会社の参入により、漁船と漁具において新技術が導入された。例えば、巨大な底びき網漁業の登場により、それまでは危険なため操業できなかった場所でも漁獲が始まった。排除した外国の漁船と同様に米国の漁船も効率的になった。しかし、同時に環境破壊的になり、乱獲が起こっているという認識が強まっていった。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

(2) MS法の思想

ここで、MS法の体系について触れたい。同法は、４つの章からなっている（第１表）。初めに水産動植物（fish）および生育場所等に関する米国の権利と権限を、次に外国漁船による採捕と国際水産資源協定について定めている。そして第３章が国家水産資源管理工程（National Fishery Management Program）であり、最後に水産資源観測と調査について章が設けられている。法律の成り立ちが外国漁船を排除し、米国の水産資源を米国の漁業者、加工業者等が有効活用することを意図したものであったので、米国の権利と権限が第１章に、外国漁船への規定が第２章に据え置かれている。第３、４章は、米国沖合の水産資源管理制度についての規定となっており、この部分が時とともに見直された部分である。

また、MS法は未漁獲の水産動植物の保全・管理のための法律であることは、同法でfisheryの定義（16U.S.C.§1802（13））をみれば明らかである。すなわち「（A）保全・管理の目的のために、１単位として扱うことができ、かつ、地理的、科学的、技術的、娯楽的、経済的特徴に基づいて認識される水産動植物の１つ以上の魚種・魚群（stocks）、（B）これらの魚種・魚群を採捕すること（fishing）」の（A）の冒頭部分からも読み取れる。

第1表　MS法の構造

第1章	水産動植物および生育場所等に関するアメリカ合衆国の権利と権限
第2章	外国船による採捕と国際水産資源協定
第3章	国家水産資源管理工程
第4章	水産資源観測･調査

資料　米国商務省海洋大気庁海洋資源局サイト
https://www.fisheries.noaa.gov/resource/document/magnuson-stevens-fishery-conservation-and-management-act
（注）　MS法の一部抜粋。

水産資源はfishery resourcesに相当するが、同法のfishery resourcesは、前述の（A）で示された採捕対象の魚種・魚群に加え、水産動植物の群、種、生息場所を含んでいる（16U.S.C.§1802（15））。これを踏まえると、fisheryはより厳密には「採捕対象の資源」と呼ぶことが適当と思われるが、以下では水産資源と呼ぶこととする。

MS法の「fishing」という行為は漁業にとどまらず、遊漁も含まれる。そのため、commercial fishing、recreational fishingという言葉がそれぞれ定義されている。前者（16U.S.C.§1802（４））が「商取引、あるいは販売、物々交換、業者との取引を通じた商取引を意図して水産動植物の一部、または全部を漁獲すること(注1)」、後者（16U.S.C.§1802（37））が「スポーツか楽しみのために水産動植物を採捕すること」である。水産資源を保全・管理するためには、漁業者だけでなく遊漁者も規制するという考え方が同法にある。なお、日本は資源管理において新漁業法を根拠法とするが、遊漁者の行為は管理の対象とは明定していない。

米国の沖合漁業の資源管理を特徴づけるのは、水産資源管理委員会（Regional fishery management councils）と国家基準（National Standard）の２点である。

水産資源管理委員会（以下「資源委員会」という）は、EEZ内の海面を分割した８水域

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

ごとに設置され、水産資源管理計画（Fishery Management Plan、以下「資源計画」という）や採捕に関する規制を策定する役割を果たしている（16U.S.C.§1852）。つまり、米国商務省が沖合の水産資源管理をMS法に基づき主管するが、具体的な水産資源管理の方法を議論する場は、資源委員会である（第１図）。資源計画案を商務長官（実際は、商務省海洋大気庁海洋資源局〔National Marine Fisheries Service、以下「海洋資源局」という〕）が審査、認可する（16U.S.C.§1854）。

資源委員会は、議決権のある委員と議決権のない委員から構成される。議決権のある委員は、①沿岸州の知事が指名した州政府職員、②海洋資源局の地方支部長かその指名を受けた者、③商務長官が任命した者のいずれかである（16U.S.C.§1852（b））。③の委員は、科学的専門知識があるか訓練を受けていて、当該地域の水産資源の保全・管理、もしくは漁業ないし遊漁による採捕に関する知識を持っている者であり、沿岸州の知事が作成した名簿から任命される。知事は名簿を作成するときに、州の漁業と遊漁の利益を代表する者の意見を求めなければならない。議決権のある委員の半数以上は③の委員である。なお、資源委員会の会議は基本的に公開とされ、関係者は出席して口頭あるいは書面で意見をいうことができる。また、投票権を持つ委員は採捕や加工などにおける利害関係を情報公開することが義務付けられている。

国家基準とは、MS法第３章の先頭に据えられた、10項目からなる規範であり、MS法の根幹といえるものである（16U.S.C.§1851）。同基準は、資源委員会が資源計画の作成の際に考慮しなくてはならないものであり、資源計画の審査の際の判断基準となる。なお、MS法が成立した当初は、国家基準は７つの規範（第２表の１～７）で構成されていた。この国家基準の各規範に対し、商務

第１図　米国沖合の水産資源管理に携わる組織

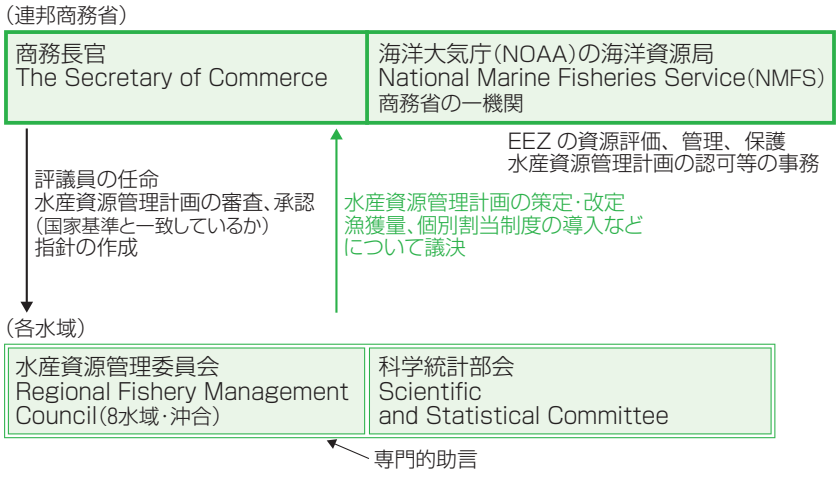

資料　筆者作成
（注）　太線は商務省、二重線は各水域の水産資源管理委員会。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第2表　MS法の国家基準

1	保存管理措置は、国内の各漁業における最適生産量を長期的に達成しながら、過剰漁獲を防止するものでなくてはならない。
2	保存管理措置は、入手可能な最良の科学的情報に基づくものでなければならない。
3	可能な限り、個々の魚種の資源は、生息域全体を1つの構成単位として管理されなければならない。また相互に関連する複数の魚種の資源は、1つの単位として、あるいは密接な連携の下に管理されなければならない。
4	保存管理措置は、異なる州の住民の間に差別的な扱いをしてはならない。国内のさまざまな立場の漁業者に漁業を行う権利を付与することが必要になった場合においては、このような権利の付与は、 A）すべての漁業者に対して公正、平等なものでなければならない。 B）保存措置が促進されるよう適切に計算されたものでなければならない。 C）特定の個人、企業や団体が、過剰な権利を獲得しないような方法によって行われなければならない。
5	保存管理措置は、可能な限り、効率的に漁業資源を利用することを考慮しなければならない。ただし、経済的割当が保存管理措置の唯一の目的であってはならない。
6	保存管理措置は、漁業、漁業資源、漁獲量の変動や不測性を考慮に入れたものでなくてはならない。
7	保存管理措置は、可能な限り、費用を最小に抑え、不必要な重複を避けたものでなくてはならない。
8	保存管理措置は、この法律の保存規定（過剰漁獲の防止および枯渇魚種の回復を含む）との整合性を確保しつつ、第2項の要件に合致した経済的、社会的情報を活用することにより、A）漁業コミュニティの継続的な参加を可能とするとともに、B）可能な範囲で漁業コミュニティに与える経済的悪影響を最小限に抑えるため、漁業コミュニティにとっての漁業資源の重要性を考慮したものでなくてはならない。
9	保存管理措置は、可能な限り、A）混獲を最小限に抑えるものでなければならない。B）混獲が避けられない場合においては、混獲による死亡率を最小限に抑えるものでなければならない。
10	保存管理措置は、可能な限り、海上における人命の安全性を高めるものでなければならない。

資料　日本貿易振興機構農林水産部（2010）
（注）　国家基準の和訳も日本貿易振興機構農林水産部（2010）のものである。本稿のなかでは「保存」は「保全」、「漁業資源」は「水産資源」、「漁業コミュニティ」は「水産資源に依存する共同体」をそれぞれ用いている。

省長官（海洋資源局）は解釈や運用に関する指針（guidelines）を作成する。

MS法の施行以来、科学者と漁業者、環境団体などが資源計画をめぐり、漁獲規制の必要性、水産資源管理の方法などでしばしば対立し、国家基準を根拠に議論が行われてきた。また、資源計画等に不満を持つ者が国家基準の具体的な規範を挙げながら、それに一致していないとして、商務省などに対し、訴訟を起こしている(注2)。

（注１）日本の新漁業法では、漁業について第２条で「この法律において『漁業』とは、水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。」と定義している。

（注２）例えば、19年10月にニューヨーク州が連邦政府に対し、複数の州にまたがるsummer flounder（ヒラメの一種）の漁獲配分について国家基準の10規範のうち、５規範と一致していないとして訴訟を起こした。なかでも、①同州への漁獲配分が他の州に比べ不当に低水準であり、②その根拠が40年前のデータに基づいたものだとして、①は国家基準４、②は国家基準２と一致していないと主張している。

（3）　国家基準１をめぐる論争と改正

MS法成立当初から論争が起こったのは、国家基準１（National Standard 1）の「最適生産量」（the optimum yield）の解釈である（第２表）。当初、最適生産量は「国家、特に食料生産と娯楽の機会に最大の利益を生み出すだろう」ものであり、「最大持続生産量を基礎に、経済的、社会的、生態的要素による修正を受けて、規定される」ものと定義された。なお、最大持続生産量について、海洋資源局は、77年に国家基準についての規則（後に指針）を作成し、そのなかで「既存の環境条件下で、魚種・魚群から継続して漁業者および遊漁者に採捕される水産動植物を重量換算した年間漁獲量あるいは生産量の最大平均値」と定義した(注3)。最大持続生産量は重量で定義される一方、最適生産量は重量、個体数、最大持続生産量に対する割合など、それぞれで資源計画

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

に表現されていた。

79年に環境団体が国家基準１、２、３、６に関連する変更などを請願したことをきっかけに、見直しの機運が高まり、83年に指針の修正が行われ、最大持続生産量の推計方法などが指針に追加された。また、各資源委員会に過剰漁獲の定義を行い、それを防ぐ対策を立てることを求める内容の指針の修正が89年に行われた。

このような措置にもかかわらず、環境保護を主張する人々から海の水産動植物の状況は改善していないという批判が続いた。また、より安定的で十分な漁獲量を上げるために長期的な計画を立てることが必要という考えもあり、MS法の改正が議論された。

この結果、96年の改正では、国家基準に新たな３つの規範が追加された。国家基準８は、過剰漁獲防止や過剰漁獲された（overfished）魚種・魚群を回復させるための措置は、水産資源に依存する共同体（fishing communities）への経済的な悪影響を最小限にとどめるものであることを求めており、資源回復と社会経済の安定性の均衡を意図している(注4)。国家基準９は混獲(注5)を避けること、それが不可能な場合は、混獲による死亡率を抑えることを要求している。国家基準10は海上での安全性を向上させることを求めている。

また、改正により、商務長官は水産資源の状況について議会と各資源委員会に毎年報告することが義務付けられた（16U.S.C.§1854（e）（１））。これに加えて、過剰漁獲された魚種・魚群について資源委員会は資源回復計画（以下「回復計画」という）の策定をしなければならず、それは10年以内に回復させることを目指したものにすることが定められた（16U.S.C.§1854（e）（４））。その進捗を商務長官が２年を超えない期間で再調査し、資源回復に向けた進展がみられない場合、商務長官は統制権限のある水産資源について計画を修正し、そうでない水産資源については該当する資源委員会に直ちに通知し、さらなる措置をとることを勧告することが義務付けられた。これに伴い、海洋資源局は98年に国家基準の指針を改訂し、技術的手引きを出し、「過剰漁獲されている」と「過剰漁獲された」の概念を定義した。

それでも資源計画による資源管理方法などをめぐり、環境団体等からの批判は続き、06年には、科学者の発言力を強める方向でMS法の改正が行われた。具体的には、資源委員会内に科学統計部会を設置することとなった（16U.S.C.§1852（g）、第１図）。同部会の構成員は、科学および技術について高度な資格と経験を持つ連邦政府職員、州政府職員、大学教員、専門家から選ばれる(注6)。

同部会は、資源計画の改定などに関する統計的、生物学的、経済的、社会的、その他の情報を更新、収集、評価、査読する役割がある。また、管理対象の魚種・魚群について年間の漁獲量に上限（年間漁獲制限〔annual catch limit〕）を設けることとなり、その設定において資源委員会は科学統計部会の勧告した水準を超えないこととされた（16U.S.C.§1852（h）（６））。これにより、同

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

部会の推奨する厳しい漁獲量の制限を同委員会は採択せざるを得ない状況も起こっている（Marino（2017））。

（注３）現在のMS法での最適生産量の定義は、「水産動植物の量を意味し、それは（A）国家、特に食料生産と娯楽の機会に関し、海洋生態系の保護を考慮しつつ、最大の利益を将来生み出し、（B）漁獲による最大持続生産量を基礎に、経済的、社会的、生態的要素により下方修正を受けて規定され、（C）過剰漁獲された水産資源においては、最大持続生産量を生み出す水準への回復をもたらす」とされている（16U.S.C.§1802（33））。

また、現行のMS法では、最大持続生産量の定義そのものがない。一方、「国家基準１の指針」（NS1 guidelines）で最大持続生産量は「現状の生態及び環境条件、漁獲技術、船舶間の漁獲量の分布のもと、魚種・魚群から得ることができる最大の長期平均漁獲量」と定義されている（2016 Final Rule,50C.F.R.§600.310（e）（1）（i）（2016））。98年に出された技術的手引き（Technical Guidance）に特定の再生産関係を仮定したモデルによる最大持続生産量の算出方法等が定められている。ここでは、特定の再生産関係を仮定したモデルによる最大持続生産量には言及しない。

（注４）水産資源に依存する共同体（fishing communities）とは、社会経済的必要性を満たすために水産資源に大幅に依存しているか、その水揚げまたは加工に大幅に従事している共同体、および、そのような共同体に基礎を置く漁船の所有者、漁業者、船員、米国の水産加工業者を含む（16U.S.C.§1802（17））。

日本の新漁業法では「第百七十四条　国及び都道府県は、この法律の運用に当たつては、漁業及び漁村が、海面及び内水面における環境の保全、海上における不審な行動の抑止その他の多面にわたる機能を有していることに鑑み、当該機能が将来にわたつて適切かつ十分に発揮されるよう、漁業者及び漁業協同組合その他漁業者団体の漁業に関する活動が健全に行われ、並びに漁村が活性化するように十分配慮するものとする。」に「漁村」という言葉が現れる。ただし、「漁村の民主化」が定置漁業、区画漁業の免許の際の適格性の要件になる旧漁業法に比べ、その重要性が低下しているのは明らかである。

（注５）混獲とは、水産資源を漁獲する行為によって水揚げされるが、販売されることも、個人に利用目的で保持されることもない水産動植物を意味する。また、経済的に価値がなく廃棄される水産動植物、規則により保持することを禁じられているために廃棄される水産動植物も含まれる。

（注６）科学統計部会の構成員は、資源委員会の議決権のある委員と同様に、本人や家族などの経済的利害について情報開示することとなっている。

2　近年の動きと改正案

（1）　国家基準の指針改正

2006年の改正後、年間漁獲制限などを資源計画に含めることが義務付けられた。資源委員会は、利害関係者が資源計画について意見を述べる機会を設けるため、公聴会を開催することとなっている。しかし、年間漁獲制限を設定することを原則としており、また、資源計画は15項目もの細かな義務規定に従って作られるものであり、利害関係者の意見が採用される余地はそれほど多くはない。

さらに、過剰漁獲された魚種・魚群については、それを回復させる期間が10年という縛りがあることは、漁業者にとって現実的ではなかった。漁業者は、経験から魚種・魚群は自然の周期で来遊し、自然の恵みをもたらすこともあれば、一転して減少することもあると知っていた。魚種ごとに回復にかかる時間も違うという認識もあった。そのため、一律で硬直的な資源管理の在り方への疑問が多く出された。海洋資源局は12年に国家基準の指針の見直しを行うために広く意見を募り、議論を積み上げ、４年後の16年に国家基準の指針が改訂された。

その主な内容は、①回復計画に進展があ

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

ったかどうかの判断基準、②連邦政府が管理する魚種・魚群の選定基準の設定、③魚種・魚群が過剰漁獲の状態にあるかどうかを単年ではなく複数年で捉える方法の導入、④２つの漁獲量調節方法の導入、⑤資源回復への柔軟的対応の５点である。このうち、②から⑤が、資源管理の柔軟性向上を目指したものである。

ところで、「過剰漁獲されている」とは、最大持続生産量を生み出す漁獲係数より実際の漁獲係数が高い状態をいう。また、「過剰漁獲された」とは、個体の規模が小さ過ぎ、最大持続生産量を生み出す可能性が危機にある状態をいう。

過剰漁獲されているかどうかの判定方法の多くは、科学者が推計した漁獲係数（fishing mortality）によって行われる。具体的には最大漁獲係数というものを定め、この水準を実際の漁獲係数が超えると「過剰漁獲されている（overfishing）」と判定される。

回復計画には資源を回復させる期間（Ttarget）といった目標やその目標に向け漁獲係数（Frebuild）をどの程度に設定するかなどの情報を記入することが求められている。これらは、年間漁獲制限を今後どの程度に設定するかということに直結する。

商務長官は、回復計画に進展があったかどうか判断するが、その際の基準が16年改訂で追加された。前述①の判断基準の具体的内容は、まず、回復計画で設定された漁獲係数（Frebuild）を超える、または同漁獲係数に相当する年間漁獲制限を超える採捕があったときに、資源委員会が是正措置により漁獲方法を正さない、または、超過によって魚種・魚群にもたらされる生物学的な帰結に対し何も取り組まなければ、適切な進展がなされているとはみなさないこととなった（2016 Final Rule,50C.F.R.§600.310（j）（3）（iv）（2016））。また、過剰漁獲された魚種・魚群の状態についての予想外の新情報により回復予測が著しく変わった場合も、適切に進展しているとはみなされないこととされた。

②の選定基準は、専らEEZで採捕される魚種・魚群が過剰漁獲されたまたは過剰漁獲されている場合は、連邦政府の管轄として資源計画の対象となる（第２図）。そうでない場合は、対象となる魚種・魚群が海洋環境の重要な構成要素か、国家や地域経済にとって重要なものかなど、10項目の要素を考慮して資源計画の対象になるかどうかを資源委員会が決めることとなった（2016 Final Rule,50C.F.R.§600.305（c）（2016））。この要素のなかに、「MS法や他の適用可能な法律の要求と一致しつつ、州政府、州政府もしくは連邦政府の計画、他の資源管理計画もしくは国際的権限に準拠した連邦規則、あるいは、業界の自主規制により、水産資源が既に適切に管理されているのであれば、その程度」が含まれており、自主規制を含めた既存の資源管理について考慮していることは注目される。

③の過剰漁獲されているかどうかの判定方法において、最も近年の漁獲係数の推計値に不確実性が高い状況、あるいは、魚種・

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第2図　保全管理の対象となる水産資源の選定基準

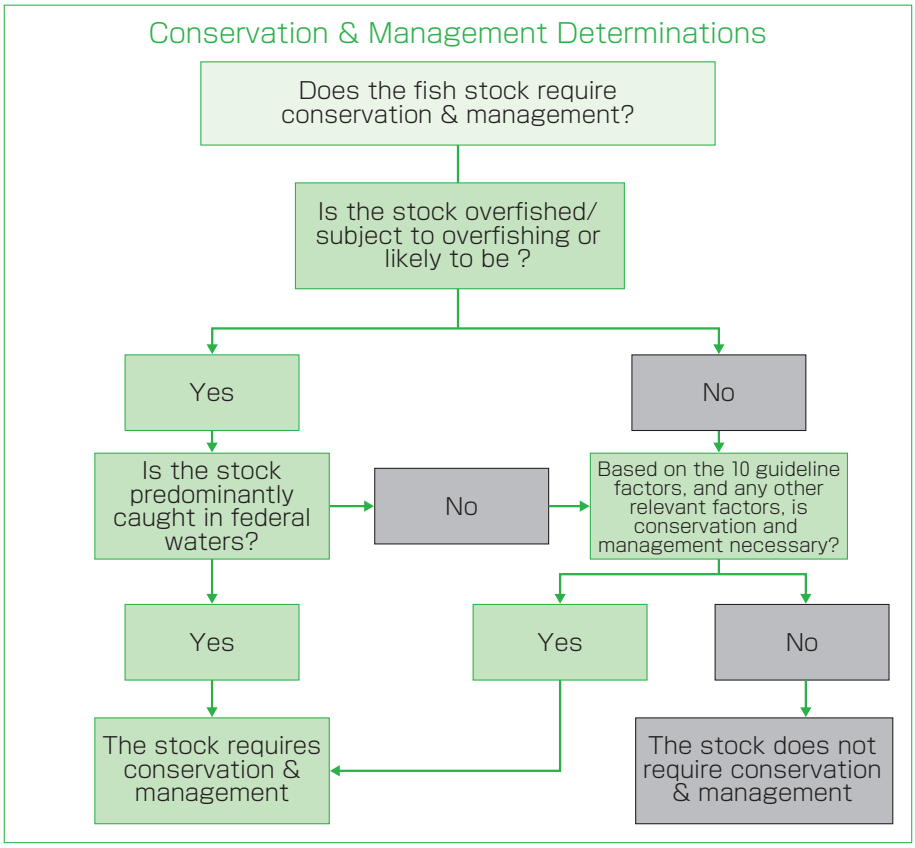

出典　米国商務省海洋大気庁海洋資源局
https://www.fisheries.noaa.gov/national/laws-and-policies/2016-revisions-national-standard-1-guidelines

魚群の量的変動が激しく、資源評価するには時期尚早で変動を予測できない場合などには、単年ではなく、複数年（３年以内）のデータに基づいて過剰漁獲されている状況にあるかどうかを判断することができることとなった（2016 Final Rule,50C.F.R.§600.310（e）（２）（ii）（A）（３）（2016））。

④の漁獲量調節方法として、段階的削減と繰越しの２つが示された。段階的削減とは、新たな科学的情報による大幅な漁獲制限が漁業・遊漁などに短期の悪影響を及ぼす可能性がある場合に認められる漁獲量調節方法である。漁獲水準を安定化させるため、資源委員会は過剰漁獲を防いでいる限り、３年を超えない期間で段階的に漁獲量を減らす方法を選ぶことができるようになった（第３図）（2016 Final Rule,50C.F.R.§600.310（f）（２）（ii）（A）（2016））。過剰漁獲された魚種・魚群についても段階的な漁獲量の調節が適切かどうかを見極めるべきとされた。

繰越しは、実際の漁獲量が年間漁獲制限を下回った場合に、その漁獲していない分の漁獲量を翌年の生物学的許容漁獲量に反映して増加させることを認めるものである（第４図）（2016 Final Rule,50C.F.R.§600.310

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

(f)（2）(ii)（B）(2016))。年間漁獲制限は、生物学的許容漁獲量(注7)に基づいて設定されているため、繰越しにより翌年の年間漁獲制限が引き上げられる可能性が高まる。この調整方法は、漁業者に対し、割り当てられた漁獲枠ぎりぎりまで採捕をしなくてはならないという心理的圧力を軽減するために設計され、危険な状況や市況が芳しくない状況で無理に採捕することや、制限いっぱいまで努力した結果、年間漁獲制限を上回ってしまう事態を防ぐものである。

⑤の柔軟的対応とは、資源を回復させるためにかかる期間として設定される目標期間（Ttarget）に関するものである。目標期間の設定で、考慮されるのが最短期間（Tmin）と最長期間（Tmax）である。最短期間は、採捕が行われない場合に魚種・魚群の規模を最大持続生産量が達成できる水準に回復させるまでにかかる時間とされる。目標期間は、最長期間以下に設定するものとされている。一般的に目標期間が短いほど、年間漁獲制限は厳しくなる。

最短期間が10年を超える場合、最長期間の算定には次の３つの方法を資源委員会は採用できることとなった（2016 Final Rule, 50C.F.R.§600.310(j)（3）（B）（2）(2016))。まず、第１の方法は、最短期間に魚種・魚群の誕生から次世代が誕生するまでの平均期間を足すものである。次に、最大漁獲係数の75％の水準で漁獲した場合、魚種・魚群の規模が長期平均漁獲量を最大にする水準まで回復するのに必要と見込まれる期間である。そして、最後に、最短期間に２をかけたものである。

第3図　段階的削減を示すイラスト

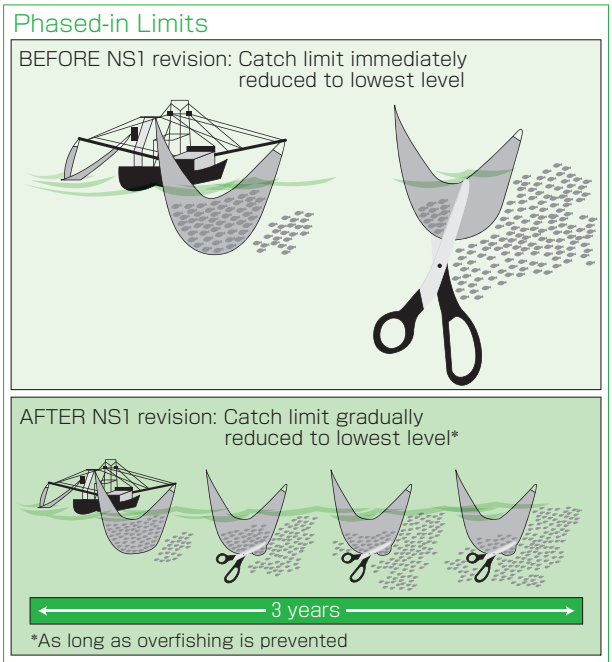

出典　第2図に同じ
(注)　上図が16年の「国家基準1」の指針(NS1guidelines)改訂前、下図が改訂後を示す。

第4図　漁獲量の未達部分の翌年への繰越しを示すイラスト

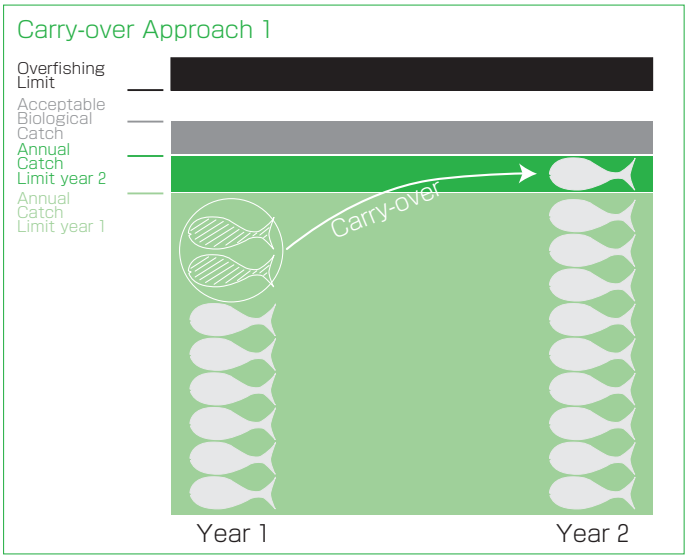

出典　第2図に同じ

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

（注７）年間の漁獲量の上限は、資源委員会が過剰漁獲規制値（overfishing limit）を定め、生物学的許容漁獲量（acceptable biological catch）を勧告し、年間漁獲制限を特定し、年間漁獲量目標（annual catch targets）を設定するという過程を経て確定する。過剰漁獲規制値はこの漁獲量を超えると、過剰漁獲となる漁獲量であり、最大持続生産量に対応するものとされている。最大持続生産量が推定できない場合は、過剰漁獲規制値は定めなくてもいい。生物学的許容漁獲量は、対象とする魚種・魚群に関する情報や最大持続生産量が不確かであるため、過剰漁獲規制値より少なく設定される。年間漁獲制限は、生物学的許容漁獲量を超えてはならないが、しばしば等しく設定される。年間漁獲量目標は、実際の操業で年間漁獲制限を上回ることがないよう、年間漁獲制限より少なく設定される。

(2) MS法の改正案

厳しい年間漁獲制限が設定されているにもかかわらず資源が回復しない水域があることや地域経済の疲弊を受け、水産資源の保全措置と経済的利用の均衡をとることを目的にMS法自体の見直しを求める議論もある。15年３月にアラスカ州選出の下院議員（共和党）であるドン・ヤング（Don Young）が改正案（H.R. 1335 Strengthening Fishing Communities and Increasing Flexibility in Fisheries Management Act）を提出した。同法案は、同年６月に下院を通過したが、オバマ大統領から拒否権を盾に修正を迫られ、成立しなかった。その後、ヤング議員は、18年、19年に修正案を再提出している。

15年、19年の法案で共通しているのは、主だったもので①過剰漁獲とその他の理由の区別、②資源回復における柔軟性向上、③年間漁獲制限の設定時の配慮、④透明性向上、⑤漁獲枠融通制度導入の制限、⑥年間漁獲制限を必須とすることの修正の６点である。なお、漁獲枠融通制度（catch share）とは、MS法には明確な定義が存在しないが、漁獲量か漁獲量に対する一定割合を個人（漁業者もしくは遊漁者）かその集団に割り当てるものであり、割当てを受けた個人は、その分を売買、貸借することを一定の期間認められている場合がある。海洋大気庁のサイトでは「漁獲枠融通制度の導入は求められておらず、すべての水産資源にふさわしいものではない。」と書かれている。(注8)

まず、①過剰漁獲とその他の理由の区別とは、採捕によって激減した水産動植物とその他の理由により激減した水産動植物を分けて資源回復を検討することが目指されている。そのため、法案は商務長官（海洋資源局）が連邦議会と各資源委員会に提出する報告書には、採捕によって激減した水産資源と採捕ではない理由により激減した水産資源を区別することを求めている。

次に②の資源回復における柔軟性の向上のために、法案は過剰漁獲された水産資源の回復計画で、水産資源を回復させる期間について現行法の「できるだけ短く」（as short as possible）から「実行可能な限り短く」（as short as practicable）への変更が示されている。また、水産資源を回復させる期間を10年以内とするという規定を削除し、データに基づいて推定される期間を超えないことを条件としている。また、さらに、水産資源を回復させる期間についての例外規定も多く盛り込まれている。

③の年間漁獲制限については、法案に

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

「年間漁獲制限を設定する場合、水産資源管理委員会は生態系の変化と水産資源に依存する共同体の経済的必要性を考慮することができる」という規定が追加されている。

④の透明性向上のために、法案には「科学統計部会は透明性の高い方法で水産資源管理委員会に提供する助言を策定し、その過程で大衆の参加を認めなければならない」という文言の追加に加え、同委員会の会議をインターネットで配信するなどの情報開示が含まれている。

⑤は、今後、ニューイングランドなど4水域の資源委員会が新たな漁獲枠融通制度を導入する場合は、対象となる魚種・魚群を採捕する許可を得ている者の多数が賛成することが条件として追加されている。(注9)

最後に、（商務長官が「過剰漁獲されている」と判断していない場合で）寿命が約1年の魚種など特定の水産資源への年間漁獲制限の設定を資源委員会に求めないなどの規定が追加されている。

今のところ、改正案は成立していないが、その存在そのものが連邦政府の管理下にある水産資源の管理について、現場での苦悩を示したものであるといえる。

（注8） https://www.fisheries.noaa.gov/insight/catch-shares

（注9） ニューイングランド資源委員会では、底魚の漁獲枠融通制度についての再検討が行われており、19年に関係者から寄せられた意見には批判的なものが多い。例えば、「私たちは、底魚産業の暗い現状は、管理制度ではなく、魚群・魚種評価過程の失敗が直接の原因であり得ると主張する。大多数による漁業者の年間漁獲制限の厳守にもかかわらず、魚群・魚種評価は過剰漁獲が起こっていると宣言され続けている。魚群・魚種評価過程は、何十年も魚群・魚種の状況、モデルの不採用、遡及方向、調査船とその漁具の問題に対してしばしば一貫性のない変更で紆余曲折している。そして、間違えた科学の失敗を補う管理制度はない。」「私は、メイン州スカボローで漁業者として生活してきた。現在50歳で、14歳から漁業をしている。私は、これまで様々な漁業をしてきて、05年から18年の13年間は専ら底魚をとっている。割当資格を定める96年から06年までの10年間が有効な人もいるが、私にはそうではない。私は漁業からの総収入の20～30%に相当する金を、漁獲割当てを借りるために払ってきており、多くの場合、底魚を全く漁獲していない人から借りている。」などである。https://s3.amazonaws.com/nefmc.org/All-Catch-Share-Comments-sept-27-2019.pdf

おわりに

米国の沖合漁場における資源管理は、国家基準という大原則がある。そのなかには、最適生産量の達成と過剰漁獲の防止という目標だけでなく、差別的扱いの禁止、水産資源に依存する共同体への配慮など、水産資源を利用する人々の生業への最低限の保障も組み込まれている。

また、沖合の水産資源の回復に向けて、資源委員会という関係者による話合いの場が設定されている。ただし、06年のMS法の改正後、水産資源の回復に向けた資源計画の策定において、漁業者等の意見があまり採用されず、操業実態、水産資源の生物学的特性、直近の環境変化などを踏まえない硬直的な漁獲規制が行われているという意見は根強い。漁獲枠の分配をめぐる論争も続いている。さらに、厳しい年間漁獲制限が課されているにもかかわらず、水産資源が回復しない水域も存在する。

科学者は調査船からのデータ等に基づき

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

水産資源の全体像を把握する一方、漁業者は毎日海に出ているので生態系などについてより詳細な事象を把握している。両者は水産資源の変動を安定化させるという情熱を共有しているにもかかわらず、その手法について論争を続けていることが不毛だと米国では認識されてきた。特に採捕が水産資源の減少の原因ではない場合、水産資源の回復計画において管理の柔軟性を増すことを目指す動きもある。

わが国の「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」では、「TAC魚種を主な漁獲対象とする沖合漁業（大臣許可漁業）にIQ（漁獲割当）による管理を原則導入」という方針が示された。しかし、新漁業法のなかには米国の国家基準４に相当する規制の差別的取扱いの禁止や権利の付与の公平・公正を保障するものがない。また、漁獲割当制度導入の根拠や漁獲割当割合の設定方法についての議論が伴っていないことは非常に心もとない。漁業者が実行している自主的な資源管理が存在している場合でも、漁獲割当制度が導入されるべきなのかどうかについて判断基準がない。今後、どのように議論が深まるか注視したい。

一方、わが国の沿岸漁村のような近世から話合いで自治を進めてきた社会的基盤があり、実際に自主規制を進めてきた漁業（特に沿岸漁業に多くみられる）においては、漁獲規制の方法について漁業者の意見をいかに採用し、理解を醸成するかが水産資源管理の成功の鍵を握っている。そのため、画一的な数量管理の導入ではなく、様々な資源管理の手法がどのように実効性があるかを科学的に解明することを当面の政策目標にすべきである。

＜参考文献＞

- 水産庁（2017）「水産政策の改革の方向性」https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/kaikaku/attach/pdf/suisankaikaku-1.pdf（2020年10月12日最終アクセス）
- 水産庁（2020）「『新たな資源管理の推進に向けたロードマップ』が決定されました」https://www.jfa.maff.go.jp/j/press/kanri/200930.html（2020年10月12日最終アクセス）
- 日本貿易振興機構農林水産部（2010）「平成21年度米国の水産資源管理をめぐる最近の動向」
- H.R.1335 - Strengthening Fishing Communities and Increasing Flexibility in Fisheries Management Act, 114th Cong. (2015-2016). https://www.congress.gov/bill/114th-congress/house-bill/1335（2020年10月12日最終アクセス）
- H.R.3697 - Strengthening Fishing Communities and Increasing Flexibility in Fisheries Management Act, 116th Cong. (2019-2020). https://www.congress.gov/bill/116th-congress/house-bill/3697/text（2020年10月12日最終アクセス）
- Marino, J. IV (2017) "Keeping More than One Fish in the Sea: Why the Magnuson-Stevens Act Should Be Reauthorized," *University of Massachusetts Law Review*: Vol. 12 : Iss. 1 , Article 5. https://scholarship.law.umassd.edu/umlr/vol12/iss1/5（2020年10月12日最終アクセス）
- National Marine Fisheries Service "Catch Shares". https://www.fisheries.noaa.gov/insight/catch-shares（2020年10月12日最終アクセス）
- National Marine Fisheries Service "Frequent Questions: National Standard 1 Final Rule". https://www.fisheries.noaa.gov/sustainable-seafood/frequent-questions-national-standard-1-final-rule#what-is-an-abc-control-rule?（2020年10月12日最終アクセス）
- Restrepo, V. R., G. G. Thompson, P. M. Mace, W. L. Gabriel, L. L. Low, A. D. MacCall, R. D. Methot, J. E. Powers, B. L. Taylor,P. R. Wade, and J. F. Witzig (1998) "Technical Guidance

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

On the Use of Precautionary Approaches to Implementing National Standard 1 of the Magnuson-Stevens Fishery Conservation and Management Act". https://www.fisheries.noaa.gov/webdam/download/66421997（2020年10月12日最終アクセス）
・The Official Website of New York State (2019) "Governor Cuomo and Attorney General James Announce Lawsuit Against Federal Government Over Unfair Fluke QUOTA". https://www.governor.ny.gov/news/governor-cuomo-and-attorney-general-james-announce-lawsuit-against-federal-government-over (2020年10月12日最終アクセス)

（たぐち　さつき）

統　計　資　料

目　　次

1. 農林中央金庫　資金概況　（海外勘定を除く）……(53)
2. 農林中央金庫　団体別・科目別・預金残高　（海外勘定を除く）……(53)
3. 農林中央金庫　団体別・科目別・貸出金残高　（海外勘定を除く）……(53)
4. 農林中央金庫　主要勘定　（海外勘定を除く）……(54)
5. 信用農業協同組合連合会　主要勘定　……(54)
6. 農業協同組合　主要勘定　……(54)
7. 信用漁業協同組合連合会　主要勘定　……(56)
8. 漁業協同組合　主要勘定　……(56)
9. 金融機関別預貯金残高　……(57)
10. 金融機関別貸出金残高　……(58)

統計資料照会先　農林中金総合研究所調査第一部
ＴＥＬ 03（6362）7752
ＦＡＸ 03（3351）1153

利用上の注意（本誌全般にわたる統計数値）

1　数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
2　表中の記号の用法は次のとおりである。
「０」単位未満の数字　「－」皆無または該当数字なし
「…」数字未詳　「△」負数または減少
「＊」訂正数字　「Ｐ」速報値

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

1. 農林中央金庫資金概況

（単位 百万円）

年月日	預金	発行債券	その他	現金預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通合計
2015. 9	**54,546,294**	**3,374,433**	**38,120,619**	**12,135,603**	**60,065,330**	**18,006,676**	**5,833,737**	**96,041,346**
2016. 9	**61,372,988**	**2,778,263**	**35,054,450**	**25,762,771**	**54,657,306**	**11,815,424**	**6,970,200**	**99,205,701**
2017. 9	**65,021,190**	**2,098,959**	**42,883,057**	**26,255,268**	**62,528,538**	**10,559,380**	**10,660,020**	**110,003,206**
2018. 9	**66,780,674**	**1,515,522**	**36,201,096**	**25,841,894**	**53,959,073**	**12,571,108**	**12,125,217**	**104,497,292**
2019. 9	**65,761,395**	**1,015,292**	**37,794,545**	**21,438,319**	**55,477,654**	**17,492,997**	**10,162,262**	**104,571,232**
2020. 4	65,152,691	753,549	34,712,449	20,004,434	52,540,252	18,002,110	10,071,893	100,618,689
5	65,221,680	716,471	35,715,611	19,711,016	54,321,004	17,201,479	10,420,263	101,653,762
6	66,119,194	679,680	35,724,801	20,131,725	54,739,090	18,178,601	9,474,259	102,523,675
7	65,057,441	642,687	33,399,548	19,036,661	48,201,969	18,533,255	13,327,791	99,099,676
8	64,736,441	605,609	34,329,201	19,491,119	48,698,768	18,904,699	12,576,665	99,671,251
9	65,013,612	534,521	36,848,052	19,054,985	50,476,935	19,260,623	13,603,642	102,396,185

（注） 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2020年9月末現在　　（単位 百万円）

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	54,058,933	-	3,426,282	456	2,682	-	57,488,352
水産団体	1,866,984	300	136,725	1	68	-	2,004,078
森林団体	1,988	-	5,765	2	209	-	7,963
その他会員	1,399	-	20,900	-	-	-	22,299
会員計	55,929,303	300	3,589,672	458	2,959	-	59,522,692
会員以外の者計	559,626	12,424	596,154	95,259	4,224,332	3,125	5,490,921
合計	**56,488,929**	**12,724**	**4,185,825**	**95,717**	**4,227,291**	**3,125**	**65,013,613**

（注） 1 金額は単位未満を四捨五入しているので、内訳と一致しないことがある。　2 上記表は、国内店分。
3 海外支店分預金計　401,907百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2020年9月末現在　　（単位 百万円）

団体別		証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計
系統団体等	農業団体	2,138,227	11,099	104,651	-	2,253,976
	開拓団体	-	-	-	-	-
	水産団体	56,395	4,948	12,194	-	73,536
	森林団体	1,886	1,278	2,943	-	6,107
	その他会員	1,000	510	20	-	1,530
	会員小計	2,197,508	17,835	119,807	-	2,335,150
	その他系統団体等小計	144,026	9,024	50,516	-	203,566
	計	2,341,534	26,859	170,323	-	2,538,716
関連産業		4,967,626	52,792	1,018,942	1,350	6,040,709
その他		9,969,173	166	711,858	-	10,681,199
合計		**17,278,333**	**79,817**	**1,901,123**	**1,351**	**19,260,624**

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

4. 農林中央金

（貸方）

年月末	預金			譲渡性預金	発行債券
	当座性	定期性	計		
2020. 4	8,821,781	56,330,910	65,152,691	-	753,549
5	8,844,788	56,376,892	65,221,680	-	716,471
6	9,591,397	56,527,797	66,119,194	22,980	679,680
7	8,670,223	56,387,218	65,057,441	-	642,687
8	8,426,113	56,310,328	64,736,441	22,980	605,609
9	8,523,759	56,489,853	65,013,612	22,980	534,521
2019. 9	8,170,858	57,590,537	65,761,395	22,980	1,015,292

（借方）

年月末	現金	預け金	有価証券		商品有価証券	買入手形	手形貸付
			計	うち国債			
2020. 4	60,719	19,943,715	52,540,252	11,656,327	-	-	181,963
5	32,422	19,678,593	54,321,004	11,897,768	-	-	183,510
6	29,580	20,102,144	54,739,090	12,124,633	7	-	181,647
7	28,064	19,008,597	48,201,969	11,902,699	-	-	198,846
8	69,592	19,421,527	48,698,768	12,184,506	1,025	-	189,216
9	40,421	19,014,563	50,476,935	11,774,698	-	-	79,817
2019. 9	82,276	21,356,042	55,477,654	10,821,636	5,213	-	152,282

（注） 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信用農業協同組

年月末	貸方				
	貯金		譲渡性貯金	借入金	出資金
	計	うち定期性			
2020. 4	67,172,352	65,768,902	794,378	2,273,525	2,265,503
5	67,165,741	65,896,937	798,661	2,273,526	2,265,504
6	68,309,973	66,762,685	886,236	2,244,626	2,284,984
7	68,286,666	66,835,632	963,745	2,202,126	2,333,028
8	68,747,646	67,061,469	969,204	2,202,127	2,334,127
9	68,371,843	66,999,793	860,771	2,231,376	2,336,957
2019. 9	67,419,941	66,303,063	1,139,256	2,288,478	2,114,072

（注） 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

6. 農業協同組

年月末	貸方				
	貯金			借入金	
	当座性	定期性	計	計	うち信用借入金
2020. 3	39,005,305	65,109,487	104,114,792	708,356	624,718
4	39,656,024	64,997,736	104,653,760	717,630	634,346
5	39,755,791	65,152,493	104,908,284	730,238	646,479
6	40,752,656	65,620,960	106,373,616	719,774	635,946
7	40,501,368	65,851,920	106,353,288	730,689	647,021
8	41,126,694	65,772,203	106,898,897	715,337	631,418
2019. 8	37,344,113	67,595,846	104,939,959	685,586	595,374

（注） 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

庫　主　要　勘　定

（単位 百万円）

コールマネー	受託金	資本金	その他	貸方合計
-	1,082,929	4,040,198	29,589,322	100,618,689
-	1,253,284	4,040,198	30,422,129	101,653,762
-	1,863,806	4,040,198	29,797,817	102,523,675
-	1,959,811	4,040,198	27,399,539	99,099,676
-	2,229,264	4,040,198	28,036,759	99,671,251
-	1,889,751	4,040,198	30,895,123	102,396,185
-	2,166,311	4,040,198	31,565,056	104,571,232

貸出金				コールローン	その他	借方合計
証書貸付	当座貸越	割引手形	計			
16,279,081	1,539,293	1,772	18,002,110	21,362	10,050,531	100,618,689
15,502,425	1,513,344	2,198	17,201,479	75,257	10,345,007	101,653,762
15,992,028	2,003,199	1,726	18,178,601	43,092	9,431,161	102,523,675
16,475,278	1,857,605	1,525	18,533,255	373,220	12,954,571	99,099,676
16,845,332	1,868,740	1,409	18,904,699	158,055	12,417,585	99,671,251
17,278,332	1,901,123	1,350	19,260,623	792,324	12,811,319	102,396,185
16,181,760	1,157,104	1,850	17,492,997	607,379	9,549,671	104,571,232

合　連　合　会　主　要　勘　定

（単位 百万円）

借方							
現金	預け金		コールローン	金銭の信託	有価証券	貸出金	
	計	うち系統				計	うち金融機関貸付金
91,042	43,447,860	43,389,447	55,000	1,236,983	19,055,582	8,209,927	1,884,185
77,840	43,336,834	43,276,598	60,000	1,260,065	19,184,682	8,276,155	1,880,306
78,712	44,366,865	44,310,222	70,000	1,239,869	19,351,403	8,349,971	1,903,021
80,898	43,956,094	43,899,189	68,000	1,250,214	19,587,317	8,410,417	1,906,316
77,881	44,050,402	43,992,317	58,000	1,252,625	19,961,353	8,462,386	1,904,527
78,446	43,743,444	43,685,870	30,000	1,244,821	19,852,753	8,411,734	1,921,174
73,467	44,779,129	44,725,891	50,000	1,163,517	18,712,669	7,843,684	1,780,512

合　主　要　勘　定

（単位 百万円）

借方							報告組合数
現金	預け金		有価証券・金銭の信託		貸出金		
	計	うち系統	計	うち国債	計	うち公庫(農)貸付金	
433,826	78,929,265	78,711,455	4,030,806	1,449,727	22,009,899	144,932	603
491,866	79,342,276	79,129,802	4,119,790	1,499,998	21,950,776	144,648	585
422,506	79,334,458	79,111,525	4,180,777	1,547,514	22,093,999	144,482	585
458,111	80,711,143	80,499,994	4,311,034	1,652,863	22,095,573	143,678	585
461,347	80,513,256	80,308,410	4,394,535	1,690,352	22,117,341	143,378	585
453,275	80,968,291	80,758,762	4,496,641	1,766,319	22,149,504	143,821	585
443,332	80,080,536	79,878,858	3,801,625	1,336,706	21,970,787	155,340	609

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

（単位 百万円）

年月末	貸方				借方				
	貯金		借用金	出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金
	計	うち定期性				計	うち系統		
2020．6	2,389,434	1,651,948	52,465	54,220	18,089	1,921,411	1,902,494	81,111	447,904
7	2,408,310	1,668,154	52,465	54,223	18,419	1,935,864	1,917,420	80,000	447,487
8	2,404,347	1,658,866	52,465	54,355	18,222	1,923,050	1,904,802	78,851	458,276
9	2,408,687	1,658,912	61,065	54,356	18,081	1,940,229	1,922,028	77,629	458,740
2019．9	2,398,782	1,703,247	41,666	56,306	17,634	1,917,486	1,900,005	77,320	449,995

（注） 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

（単位 百万円）

年月末	貸方					借方						報告組合数
	貯金		借入金		払込済出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金		
	計	うち定期性	計	うち信用借入金			計	うち系統		計	うち公庫(農)資金	
2020．4	757,798	414,553	74,501	52,555	98,898	6,381	760,031	751,453	-	132,760	4,512	75
5	744,360	405,998	77,059	53,647	98,898	5,972	742,030	734,775	-	135,203	4,387	75
6	754,226	410,017	78,756	54,274	98,920	6,162	746,550	739,049	-	136,918	4,459	75
7	755,207	409,307	78,333	54,062	99,017	5,833	747,977	740,621	-	136,248	4,396	75
2019．7	758,733	412,614	81,386	57,086	98,429	6,805	755,607	747,945	-	140,664	5,286	75

（注） 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
2 借入金計は信用借入金・経済借入金。
3 貸出金計は信用貸出金。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

9. 金融機関別預貯金残高

（単位 億円、%）

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残高	**2017. 3**	**984,244**	**622,288**	**3,433,657**	**2,543,180**	**657,873**	**1,379,128**	**199,392**
	2018. 3	**1,013,060**	**648,140**	**3,593,112**	**2,620,107**	**668,302**	**1,409,772**	**203,399**
	2019. 3	**1,032,245**	**664,436**	**3,755,950**	**2,681,866**	**655,093**	**1,434,772**	**207,220**
	2019. 9	1,043,846	674,199	3,767,275	2,714,929	617,796	1,455,694	211,804
	10	1,049,321	675,680	3,793,768	2,712,637	616,096	1,453,635	211,307
	11	1,049,079	674,621	3,814,351	2,732,002	618,868	1,453,681	211,248
	12	1,055,093	677,814	3,753,587	2,758,676	623,946	1,465,868	213,244
	2020. 1	1,047,745	672,692	3,808,503	2,731,782	616,518	1,452,520	212,091
	2	1,049,433	674,094	3,809,838	2,751,312	621,150	1,459,611	212,742
	3	1,041,148	667,436	3,929,329	2,777,707	624,155	1,452,678	211,724
	4	1,046,538	671,724	4,056,999	2,806,135	632,456	1,471,542	213,113
	5	1,049,083	671,657	4,185,090	2,894,289	644,966	1,485,795	214,029
	6	1,063,736	683,100	4,152,902	2,932,022	655,122	1,522,349	219,106
	7	1,063,533	682,867	4,136,708	2,917,676	658,934	1,536,384	220,474
	8	1,068,989	687,476	4,147,217	2,938,073	664,227	1,551,624	222,208
	9	P 1,065,534	683,718	P 4,147,396	P 2,926,305	P 665,912	1,556,379	…
前年同月比増減率	**2017. 3**	**2.6**	**4.2**	**6.1**	**2.4**	**2.4**	**2.3**	**1.9**
	2018. 3	**2.9**	**4.2**	**4.6**	**3.0**	**1.6**	**2.2**	**2.0**
	2019. 3	**1.9**	**2.5**	**4.5**	**2.4**	**△2.0**	**1.8**	**1.9**
	2019. 9	0.9	1.4	3.2	2.9	△5.6	1.2	2.4
	10	0.9	1.1	3.5	3.5	△5.1	1.3	2.5
	11	1.0	1.2	3.0	4.1	△4.7	1.6	2.6
	12	0.8	0.4	2.6	4.0	△4.9	1.4	2.6
	2020. 1	0.7	0.4	3.4	4.0	△4.8	1.3	2.6
	2	0.8	0.7	3.7	4.5	△4.3	1.5	2.7
	3	0.9	0.5	4.6	3.6	△4.7	1.2	2.2
	4	0.9	0.7	7.4	2.7	2.3	1.7	2.3
	5	1.4	0.9	10.2	6.4	5.3	3.4	3.2
	6	1.4	0.8	11.9	6.7	5.5	4.6	4.2
	7	1.7	1.1	10.4	7.4	7.0	6.1	5.1
	8	1.9	1.3	11.4	7.6	7.2	6.8	5.2
	9	P 2.1	1.4	P 10.1	P 7.8	P 7.8	6.9	…

（注）1 農協、信農連は農林中央金庫、信用金庫は信金中央金庫調べ、信用組合は全国信用組合中央協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。
2 都銀、地銀、第二地銀および信金には、オフショア勘定を含む。
3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）。
4 ゆうちょ銀行の貯金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。
5 合併に伴い、第二地方銀行の残高が、地方銀行に繰り入れられたことによる計数の影響がある。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

10. 金融機関別貸出金残高

（単位 億円、%）

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残高	**2017. 3**	**203,821**	**52,646**	**1,846,555**	**1,918,890**	**502,652**	**691,675**	**106,382**
	2018. 3	**204,568**	**55,875**	**1,816,884**	**1,996,811**	**519,071**	**709,635**	**110,695**
	2019. 3	**207,386**	**59,768**	**1,934,688**	**2,082,899**	**517,558**	**719,838**	**114,920**
	2019. 9	209,964	60,632	1,926,617	2,152,414	479,237	719,968	116,179
	10	210,115	61,671	1,915,480	2,154,842	478,288	716,750	116,045
	11	210,402	61,951	1,922,989	2,161,841	480,961	718,865	116,431
	12	209,622	62,625	1,935,829	2,174,482	486,120	724,668	117,386
	2020. 1	209,348	62,648	1,933,960	2,175,844	484,423	719,056	117,016
	2	209,942	62,723	1,933,070	2,180,347	486,002	720,874	117,412
	3	211,038	63,300	1,967,169	2,192,275	489,890	726,752	118,549
	4	210,979	63,257	2,037,198	2,206,143	491,428	728,510	118,466
	5	212,392	63,958	2,095,619	2,233,805	498,099	739,405	119,827
	6	212,504	64,470	2,116,856	2,247,265	505,262	751,340	121,093
	7	213,166	65,041	2,099,520	2,261,937	510,189	761,914	122,212
	8	213,447	65,579	2,089,024	2,266,683	511,058	767,191	122,949
	9	P 214,485	64,906	P 2,137,423	P 2,276,409	P 516,007	773,323	…
前年同月比増減率	**2017. 3**	**△1.2**	**2.3**	**△0.4**	**3.9**	**3.2**	**2.7**	**3.4**
	2018. 3	**0.4**	**6.1**	**△1.6**	**4.1**	**3.3**	**2.6**	**4.1**
	2019. 3	**1.4**	**7.0**	**6.5**	**4.3**	**△0.3**	**1.4**	**3.8**
	2019. 9	1.9	6.2	1.0	5.3	△5.7	0.8	3.1
	10	2.2	5.7	1.4	5.4	△5.5	1.0	3.2
	11	2.2	5.9	1.0	5.3	△5.3	1.3	3.2
	12	2.0	6.1	0.5	5.2	△5.3	1.0	3.0
	2020. 1	1.9	5.9	1.5	5.4	△5.1	0.9	3.2
	2	2.0	5.9	1.7	5.5	△5.0	1.3	3.3
	3	1.8	5.9	1.7	5.3	△5.3	1.0	3.2
	4	1.9	6.9	5.1	3.9	3.5	1.9	3.4
	5	1.9	8.4	9.2	5.1	5.1	3.9	4.7
	6	1.7	8.9	9.9	5.3	6.0	5.1	5.5
	7	1.8	9.0	9.5	5.7	7.1	6.8	6.4
	8	1.7	8.4	9.3	5.6	7.0	7.2	6.5
	9	P 2.2	7.0	P 10.9	P 5.8	P 7.7	7.4	…

（注） 1 表9 （注）に同じ。
2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。
3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。
4 合併に伴い、第二地方銀行の残高が、地方銀行に繰り入れられたことによる計数の影響がある。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

農 林 金 融　第73巻　総 目 次

（2020年１～12月）

Ⅰ　論　調　　Ⅱ　情　勢　　Ⅲ　外国事情　　Ⅳ　談話室
Ⅴ　本　棚　　Ⅵ　講演録　　Ⅶ　記録

〈2020年テーマ〉

１月号　2020年経済・金融の展望
２月号　農協改革を考える
３月号　持続可能な農林水産業と地域社会
　　――農林中金総合研究所設立30周年記念号――
４月号　地域と農協
５月号　超低金利と金融
６月号　農業・農政論と地域の課題
７月号　環境急変下の一次産業
８月号　農協農業関連事業を強くする
９月号　畜産をめぐる新たな課題
10月号　国産材時代へ向けた森林組合の変容
11月号　多様な論点から農業・農協を考える
12月号　法改正と漁協の新展開

〈今月の窓〉

１月号　2020年代の扉を開けて　（代表取締役専務　柳田　茂）
２月号　新たな食料・農業・農村基本計画と地域の視点
　（取締役調査第一部長　内田多喜生）
３月号　農林中金総合研究所設立30周年にあたり
　（代表取締役社長　齋藤真一）
４月号　農業分野における人手不足と農協　（常務取締役　斉藤由理子）
５月号　コロナショックの経済への衝撃（取締役調査第二部長　新谷弘人）
６月号　地域の回復力（レジリエンス）を支える総合農協
　（取締役調査第一部長　内田多喜生）
７月号　欧米における農業等の外国人労働者と新型コロナ感染症
　（取締役基礎研究部長　平澤明彦）
８月号　コロナ禍が人類にもたらしたもの　（代表取締役専務　柳田　茂）
９月号　2010年代の日本の牛肉生産の成果と課題
　（常務取締役　内田多喜生）
10月号　農林水産業間の比較と森林組合アンケート調査の活用
　（取締役基礎研究部長　平澤明彦）
11月号　コロナ禍で一層重要性が増す労働者協同組合法成立
　（調査第一部長　重頭ユカリ）
12月号　改正漁業法の施行と日本の漁業・漁村の未来
　（代表取締役専務　柳田　茂）

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

月号　頁

Ⅰ　論　　調

2020年の国内経済金融の展望
——年度下期の景気に要警戒—— …… 南　武志… 1　（2）
低金利下での個人向け貸出の在り方 …… 宮田夏希… 1　（18）
森林環境譲与税の執行環境に関する速報と地域差分析の試み …… 多田忠義… 1　（33）
JAの自己改革の成果と課題
——単位JAにおける農業振興を中心に—— …… 斉藤由理子… 2　（2）
EU競争法と農業協同組合
——わが国独占禁止法の適用除外制度への示唆—— …… 明田　作… 2　（22）
原発事故被災地における農業復興の現状と課題
——復興・創生期間終了後を見据えて—— …… 行友　弥… 2　（40）
総合農協が地域の持続性に果たす役割について
——地域の課題を解決する取組みの歴史から—— …… 内田多喜生… 3　（2）
再生可能エネルギーと内発的発展
——SDGsと協同組合の視点を交えて—— …… 河原林孝由基… 3　（26）
農協仲介による援農ボランティアの定着要因
——4つの事例の検討から—— …… 草野拓司… 4　（2）
図表でみる地方銀行の今 …… 古江晋也… 5　（2）
FRBの金融政策枠組み変更の可能性
——2％インフレを達成するための仕掛け—— …… 佐古佳史… 5　（24）
戦後日本の農業思想と農政論 …… 清水徹朗… 6　（2）
地域における獣害対策と農協の役割 …… 藤田研二郎… 6　（22）
新型コロナウイルスの影響から考える酪農・乳業の現状
——生乳の需給調整に注目して—— …… 小田志保… 7　（2）
米中貿易摩擦の木材貿易への影響
——米中両国と世界の動き—— …… 安藤範親… 7　（20）

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

月号　頁
協同組合の強みを生かした農協農業関連事業の損益改善 …… 尾高恵美… 8　（2）
米産地農協の黒字戦略
――農業関連事業利益黒字農協の分析―― … 斉藤由理子・小田志保・長谷　祐… 8　（18）
廃炉と復興の狭間で
――震災10年の福島を考える―― …… 福島大学食農学類 教授　小山良太… 8　（36）
養豚の特徴と豚熱対策の状況
――生産者の財務の観点から―― …… 北原克彦… 9　（2）
肉牛繁殖経営の将来展望
――和牛振興と国土資源の活用に寄与する日本型放牧のあり方――
……農研機構 西日本農業研究センター 農業経営グループ長　千田雅之… 9　（20）
森林組合の経営は過去10年でいかに変化したか
――森林組合アンケート調査の財務時系列分析――…… 安藤範親…10　（2）
森林組合の雇用労働者に関する定量的評価
――就業実態の変化と定着に向けた取組みに着目して―― …… 多田忠義…10　（15）
農協経営の回顧
――2000年度以降の動向と18年度の位置づけ――…… 尾高恵美…11　（2）
スイス生乳割当制度の廃止とその後の展開
――民間組織による供給と価格の管理―― …… 平澤明彦…11　（17）
「水産政策の改革」後における漁協論の再構成に向けて
――法学的観点からの接近―― …… 亀岡鉱平…12　（2）
漁協における買取販売の実態と意義・役割 …… 尾中謙治…12　（19）

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

月号　頁

Ⅱ　情　　勢

後期高齢者医療費の削減に貢献する現役農業者群
…… 早稲田大学政治経済学術院 名誉教授・日本農業経営大学校 校長　堀口健治… 1　(54)
早稲田大学社会科学総合学術院 教授　弦間正彦
早稲田大学地域・地域間研究機構 招聘研究員　軍司聖詞

広がりをみせつつある協同組合間連携について
――2県域の事例から―― …… 小野澤康晴… 4　(20)

2018年の農業経営の動向 …… 長谷　祐… 6　(36)

コロナ禍における和牛需給の変動 …… 長谷川晃生… 9　(32)

森林経営管理制度への対応と職員の採用・定着状況
――第32回森林組合アンケート調査結果から―― ……安藤範親…10　(28)

森林組合法の改正
――背景と論点―― ……多田忠義…10　(36)

Ⅲ　外国事情

農業分野におけるEUの競争政策とその動向 …… 明田　作… 2　(50)

中国農村産権交易所の開設と運営において求められる要件 …… 若林剛志…11　(40)

米国沖合の水産資源管理制度 …… 田口さつき…12　(38)

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

月号　頁

Ⅳ　談 話 室

協同組合銀行の社会的価値、顧客との近接性について
——パリ第一大学ソルボンヌ・ビジネススクール学長 ラマルク教授の問題提起———
……（株）農林中金総合研究所 代表取締役社長　齋藤真一… 1　(16)
農業者の協同組合の価値
——農協についての再考———
…… ボルドー大学 経済学部 教授　マリリン・フィリッピ（Maryline Filippi）… 2　(38)
農中総研設立30周年を祝う …… 福島大学 農学群食農学類 教授　生源寺眞一… 3　(68)
緊急時に露わになる人間性 …… 宮城大学 教授　三石誠司… 4　(18)
今こそ、組合金融の特性を生かそう …… 農林中央金庫 経営管理委員　田邉昌徳… 5　(22)
これからの食料システムに求められるもの
……立命館大学 食マネジメント学部 教授　新山陽子… 6　(20)
「新しい生活様式」に慣れることはできるか？
…… 独立行政法人農畜産業振興機構 総括理事　瀬島浩子… 7　(18)
農山村再生の主体形成を考える …… 早稲田大学 教授　柏　雅之… 8　(16)
豚熱（旧称豚コレラ）との死闘
……全国農業協同組合連合会 家畜衛生研究所長　宇留野勝好… 9　(18)
戦後林政の転換と地域公有林論の構築
…… 一般財団法人 林業経済研究所 理事・フェロー研究員　志賀和人…10　(26)
農福と農泊と農協改革 …… （株）農林中金総合研究所 理事長　皆川芳嗣…11　(38)
昨今の制度改革の話 …… 北海学園大学 経済学部地域経済学科 教授　濱田武士…12　(36)

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

月号　頁

Ⅴ　本　　棚

村田　武　編著
『新自由主義グローバリズムと家族農業経営』…… 東京農業大学 名誉教授　白石正彦… 4　(32)
木立真直　編
『卸売市場の現在と未来を考える　――流通機能と公共性の観点から――』
…… 一瀬裕一郎… 7　(42)
農林水産業みらい基金　著
『農林水産業のみらいの宝石箱２　――時代を拓く挑戦者たち――』
…… 法政大学 教授　図司直也… 9　(38)
村田　武　著
『家族農業は「合理的農業」の担い手たりうるか』……　河原林孝由基…10　(44)
公益社団法人大日本農会　編
『平成農業技術史』…… 行友　弥…11　(53)

Ⅵ　講 演 録

＜講演録＞森海川に生きる人々のことば
… 講師　特定非営利活動法人里海づくり研究会議 理事・事務局長　田中丈裕… 3　(47)
全国農協青年組織協議会 2017年度会長　飯野芳彦
北都留森林組合 参事　中田無双
＜講演録＞欧州協同組合銀行のトレンドと課題
――日本の協同組合金融機関への示唆――
…… 講師　フランス パリ第一大学 ソルボンヌ・ビジネススクール 学長
エリック・ラマルク博士（Eric Lamarque）… 5　(35)

Ⅶ　記　　録

＜記録＞農林中金総合研究所の30年のあゆみ ……代表取締役専務　柳田　茂… 3　(70)

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

ホームページ「東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）」閉鎖のお知らせ

農中総研では、全中・全漁連・全森連と連携し、東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報をデータベース化し、2012年３月より、ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」で公開してまいりました。

発災後10年を迎え、この取組みを風化させないため、関係団体と協議のうえ、上記ホームページに掲載した全国から提供いただいた情報を国立国会図書館へ寄贈することとし、ホームページは、2020年11月30日をもって閉鎖いたしました。

国立国会図書館のホームページにおいて、情報閲覧が可能ですので、併せてご案内申し上げます。

（株）農林中金総合研究所

＜寄贈先：国立国会図書館ホームページ＞

国立国会図書館
東日本大震災アーカイブ（ひなぎく）
［URL: https://kn.ndl.go.jp/ ］

国立国会図書館
インターネット資料収集保存事業
（WARP）
［URL: https://warp.da.ndl.go.jp/ ］

本誌に対するご意見・ご感想をお寄せください。

送り先　〒151-0051　東京都渋谷区千駄ヶ谷５－27－11　農林中金総合研究所
FAX　０３－３３５１－１１５９
Eメール　norinkinyu @ nochuri. co. jp

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。

農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2020年12月号第73巻第12号〈通巻898号〉12月1日発行

編　集
株式会社 農林中金総合研究所／〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 代表TEL 03-6362-7700
編集TEL 03-6362-7781 FAX 03-3351-1159
URL : https://www.nochuri.co.jp/

発　行
農林中央金庫／〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

印刷所
永井印刷工業株式会社